

第6期西之表市障がい福祉計画 第2期西之表市障がい児福祉計画

～すべての人が支え合う共生社会の実現を目指して～
令和3年度～令和5年度



令和3年3月
鹿児島県 西之表市

はじめに

国においては、平成18年に、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者自立支援法」が施行されました。そこでは、障がい福祉計画の策定が義務づけられ、市町村はサービスの数値目標を設定し、計画に基づく施策の推進が求められてきました。



また、平成25年4月1日には、「障害者自立支援法」に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されました。

この間、毎年のように法改正が行われてきており、難病患者の方を追加する障がいの範囲の拡大に、「障害者虐待防止に関する法律」や「障害者差別の解消に関する法律」の制定、「障害者雇用促進法」の改正と、障がい者を取りまく制度や社会環境はめまぐるしく変化しております。

西之表市は、平成29年度に、「障害者総合支援法」に基づく「第5期障がい福祉

計画」と児童福祉法に基づく、「第1期障がい児福祉計画」を作成し、指針に即して、障がい者等の地域生活を支援するための具体的な目標数値や各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定し、障がい福祉サービスの提供体制の確保を計画的に図ってきました。この度、これらの計画が令和3年3月をもちまして終了となることに伴い、「第6期西之表市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

これからの障がい者施策においても重要である基本的な考え方は「地域共生社会」であります。本市においても、障がいのある人も障がいのない人と同じように生活できる社会環境づくり、障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で生き生きと安心して暮らせる社会づくりを目指して、総合的な障がい者福祉の取組を進めて参りますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力を御願いたします。

最後になりますが、この計画策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました「西之表市障がい者計画等作成懇話会」の委員の皆様をはじめ、アンケートや各ニーズ調査等に御協力いただいた関係機関・団体の皆様には深く感謝申し上げます。

令和3年3月

西之表市長 八板 俊輔

～ 目 次 ～

第1章 計画策定に向けて	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者自立支援法以降の国の動向	2
3 計画の位置付け	3
(1) 法令の根拠	3
(2) 他計画との関係	3
4 計画の期間	4
5 計画の評価	4
6 計画の対象	5
7 自立支援協議会の位置付けと役割	6
第2章 計画策定・推進体制	7
1 計画の策定体制図	7
2 計画の推進体制と進行管理	8
(1) 計画推進のためのネットワーク構築	8
(2) 計画の進行管理	8
第3章 西之表市の現状	9
1 障がい者を取り巻く現状	9
(1) 身体障害者手帳の所持者数	9
(2) 療育手帳の所持者数の推移	11
(3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数	12
(4) 市総人口に占める障害者手帳所持者数の割合	13
(5) 自立支援医療（精神通院）受給者の状況	14
(6) 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証交付者）の状況	14
2 障がい児の就学状況の推移	15
(1) 特別支援学級の学級数及び児童・生徒数の推移	15
(2) 特別支援学校の状況（令和2年度中種子養護学校児童生徒数）	15
3 障がい福祉サービスの利用状況等	16
(1) 障害支援区分別認定者数	16
(2) 障がい福祉サービス利用者数と事業費の推移	16
第4章 障がい者計画の基本理念と数値目標	19
1 障がい者計画の基本的な方針	19
(1) 基本理念	19
(2) 各分野に共通する横断的視点	19
2 分野別施策	23
3 西之表市障がい者福祉計画の体系図	24

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	26
1 計画のポイント	26
2 数値目標	28
3 障がい福祉サービスの量の見込みと確保策	35
(1) サービスの利用者等	35
(2) サービス量推計の基本的な考え方	38
(3) 訪問系サービス	38
(4) 日中活動系サービス	40
(5) 居住系サービス	43
(6) 相談支援	44
第6章 地域生活支援事業の見込みと確保策	46
1 地域生活支援事業の内容	46
2 第5期計画と実績	48
3 第6期計画期間中の見込量と確保のための方策	49
第7章 障がい児支援	56
1 サービスの利用者等	56
2 障がい児通所支援	57
3 障害児相談支援	59
付属資料	60
1. アンケート調査結果の概要	60
2. 障がい者計画等作成懇話会等設置要綱・委員名簿等	76

第1章 計画策定に向けて

1 計画策定の趣旨

「西之表市障がい福祉計画」及び「西之表市障がい児福祉計画」は、障がいのある人もない人も同じ社会の一員として共に生きる「共生社会の実現」を目指して、障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らすための具体的な支援体制やその確保策等について定めるものです。

本市では、平成18年度から3年ごとに計画の見直しを行ってきています。この度、令和2年度に、「西之表市障がい福祉計画」及び「西之表市障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針及び近年の障がい者制度改革を踏まえ、障がい者や支援者のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、向こう3年間の、本市において必要な各種サービスの需要を見込むとともに、サービス提供体制の確保等の取組を明らかにし、障がいのある方の地域生活を支援していきます。

※「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

2 障害者自立支援法以降の国の動向

施行年	法律名等(通称)	概要
平成25年	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者への障がい福祉サービスの提供 ・ 重度訪問介護の対象拡大 ・ 共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする方であって厚生労働省令で定めるものを加える。) ・ 地域生活支援事業の追加(障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)
	障害者優先調達推進法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者就労施設等からの物品の優先調達の推進など
平成26年	「障害者の権利に関する条約」の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約
平成28年	障害者差別解消法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障がいを理由とする差別」の禁止 ・ 差別の具体的な内容を示す「対応要領」・「対応指針」の作成など
	障害者雇用促進法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の分野における障がいを理由とした差別の禁止 ・ 精神障がい者の雇用促進など
	成年後見制度利用促進法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用促進委員会の設置 ・ 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進(平成29年3月成年後見制度利用促進計画が閣議決定)
	発達障害者支援法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の整備、保護者への情報提供や助言 ・ 差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度の利用 ・ 個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進など
平成30年	障害者総合支援法及び児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助の創設、就労定着支援の創設 ・ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和1年	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者活躍推進計画策定の義務化
	読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的な推進

3 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

「西之表市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づくものであり、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示しています。

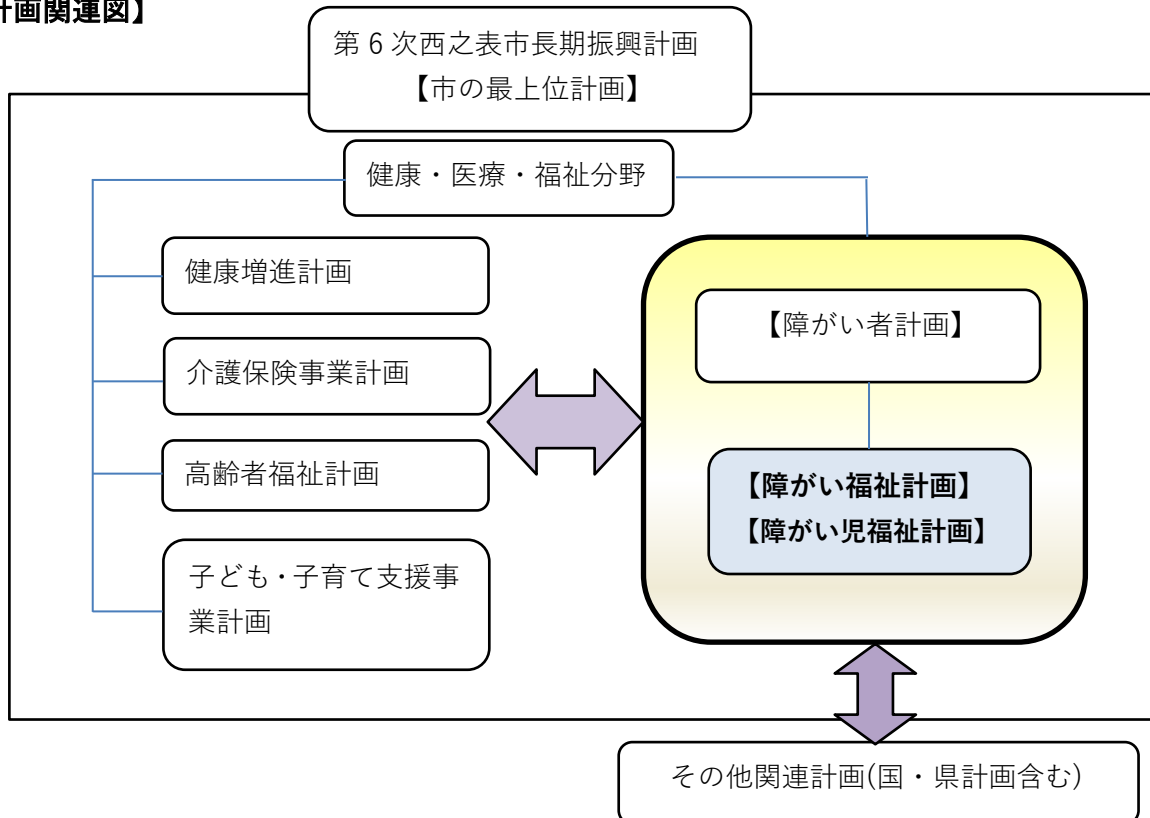
「第 6 期西之表市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づくものであり、「西之表市障がい者計画」の基本方針を踏まえ、整合性を保ちながら、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した、「西之表市障がい者計画」の実施計画として位置付けます。

また、「第 2 期西之表市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条第 20 項に基づくもので、「第 6 期西之表市障がい福祉計画」と一体的に作成し、障がい児支援の提供体制の確保やサービス見込量を示した計画として位置付けています。

(2) 他計画との関係

障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、本市における最上位計画である「第 6 次西之表市長期振興計画」に基づいた、障がい者福祉施策を推進するための分野別計画として位置付けるとともに、地域福祉計画（今後作成予定）やその他の関連計画（健康増進計画、介護保険事業計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）及び国・県の計画との整合を考慮し策定します。

【計画関連図】



4 計画の期間

「西之表市障がい者計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間、「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画です。

なお、わが国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准までには、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の制定など、国内法令の整備が行われてきましたが、これからも障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取組が一層進められていく予定です。

このような動向も踏まえ、計画期間中においても本計画の見直しが必要な場合は適宜行うものとします。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障がい者計画	第2期						第3期					
障がい福祉計画	第3期		第4期			第5期			第6期			
障がい児福祉計画	第1期						第2期					

5 計画の評価

計画の策定に当たっては、学識経験者、福祉、保健、医療の関係者からなる「西之表市障がい者計画等作成懇話会」において審議を重ねるとともに、パブリック・コメント手続を通じた市民意見募集を実施してきました。

計画策定後は、計画推進に向けての取組やサービス供給体制の整備など計画全般にわたる実施状況を点検・分析する必要があります。特に本計画で掲げる基本理念の下で、地域社会と協働して福祉・保健サービスを提供していけるまちづくりを推進しているかどうかについて、関係機関と連携しながら評価分析を行うとともに、障がい福祉サービスの実施状況について評価分析し、サービスの質の向上を推進します。

さらに、事業運営に際しては、評価分析に当たっての項目・基準の設定を含めた点検・体制を工夫し、効果的な運営に努めます。

6 計画の対象

「障がい者」とは、障害者基本法第2条第1項第1号に規定する、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいその他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいい、高次脳機能障がいや難病患者を含みます。

また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童とします。

上記の方々及び難病患者や各種団体を含めた方を対象としつつ、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。



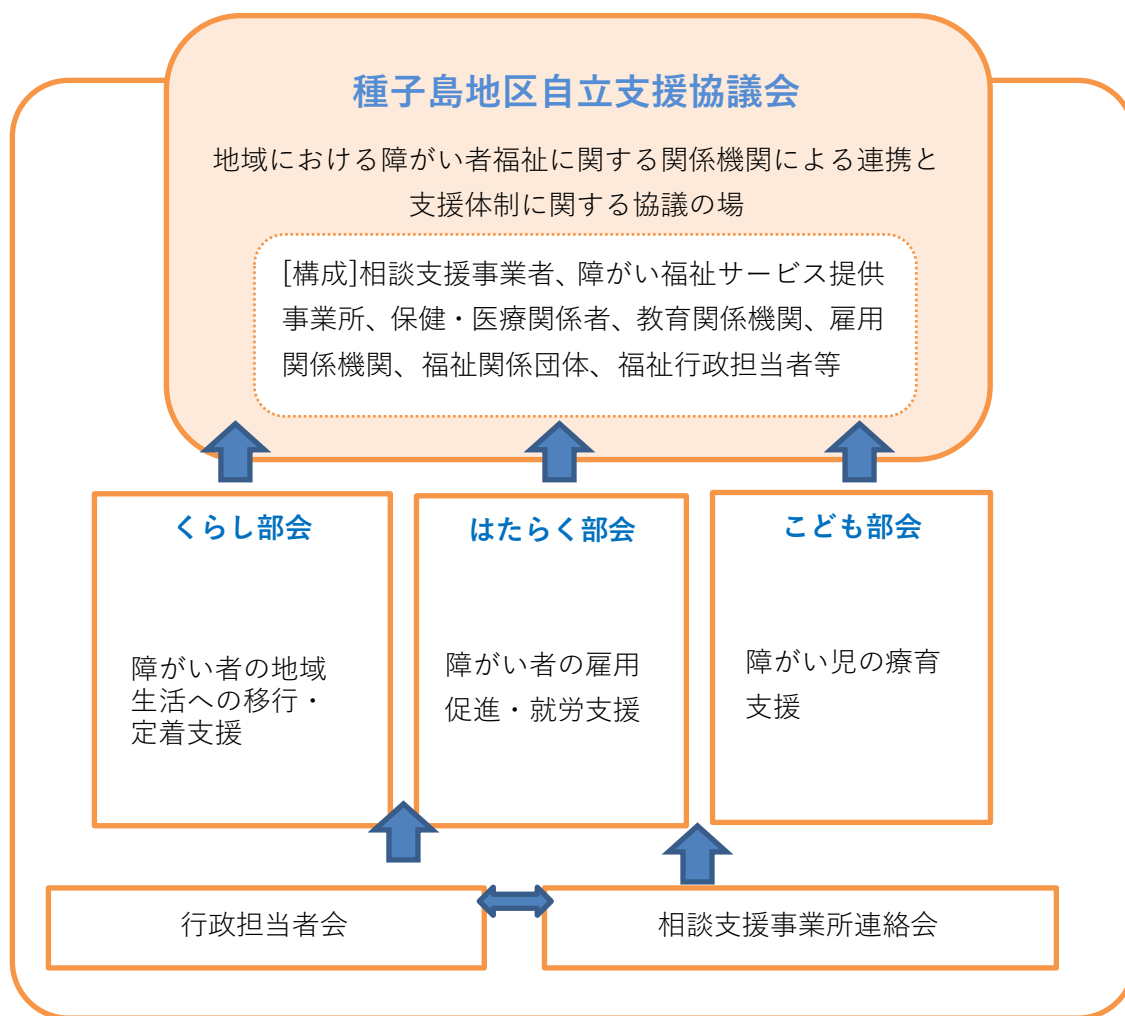
7 自立支援協議会の位置付けと役割

障がい者が地域で生活するための支援には、数多くの機関や専門職が関わり、共通の目的を持って情報共有を密にして協働していくことが必要です。

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担うものとして、障害者総合支援法において設置を求められているものです。

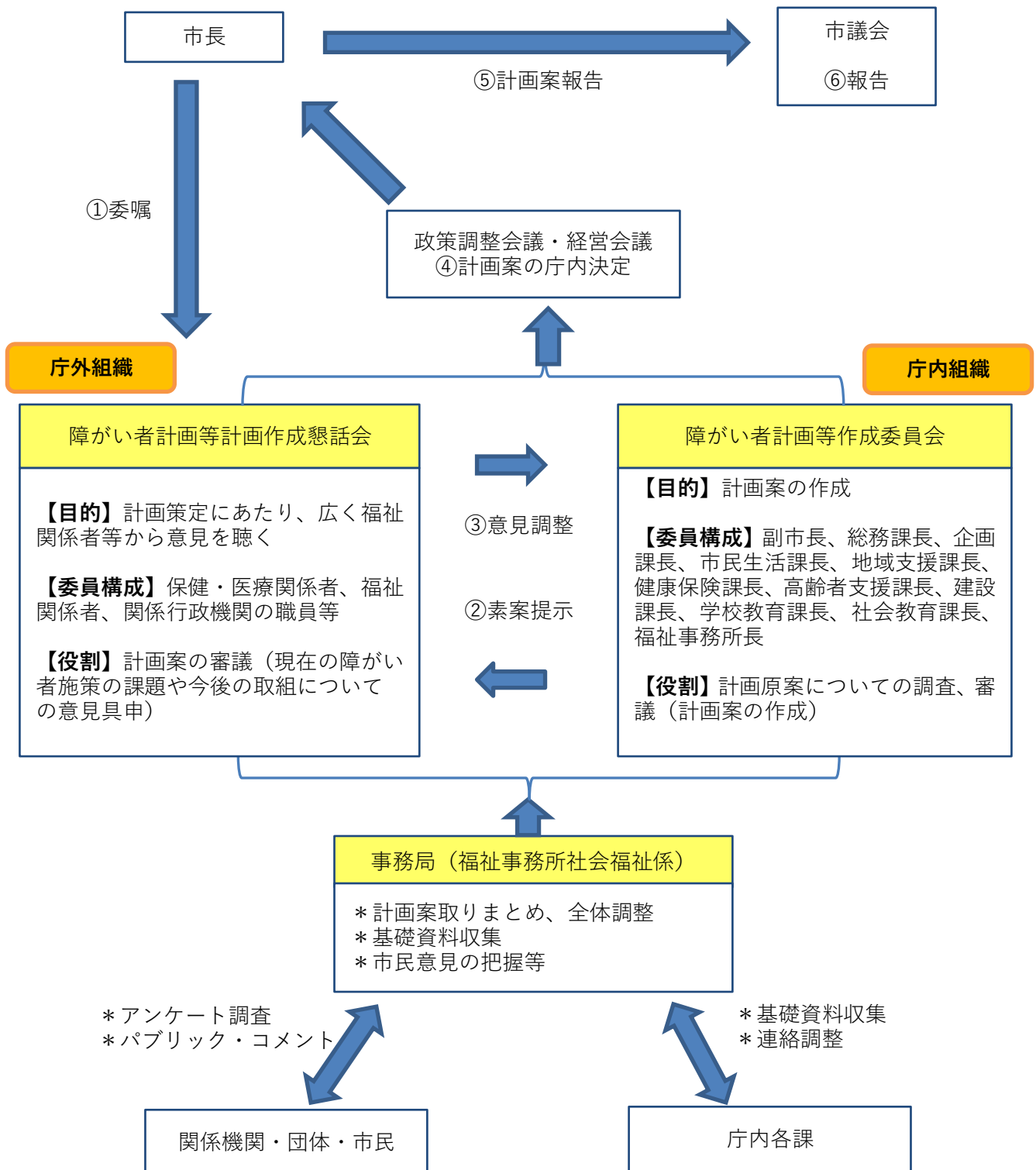
本市では、平成22年4月に種子島1市2町で設置した「種子島地区自立支援協議会」に参画し、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所、医療機関、保健・福祉・雇用・教育等の関係行政機関・団体とともに、障がい者を取りまく現状等の情報共有から課題解決に向けた検討を行っています。

協議会には、下部組織として「暮らし部会」「はたらく部会」「こども部会」の3つの専門部会が設置され、島内の3つの相談支援事業者が中心になって、それぞれの部会を運営しています。各部会では、個別の事例検討を通じて情報共有するほか、相談支援の知識習得と技術向上のための研修に取り組んでいます。



第2章 計画策定・推進体制

1 計画の策定体制図



2 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画推進のためのネットワーク構築

障がい者施策は、啓発・広報、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、生活環境等、広範囲な分野にわたっています。したがって、本計画の推進については、福祉事務所が中心となり、庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域全体で障がい者を支える力を高める観点から、障がい者関係団体、サービス提供事業者、保健医療機関、NPO等民間団体等の地域ネットワークの構築、強化を進めていきます。

施設の広域利用など、広域的な対応が必要な施策・計画については、近隣市町村及び県と連携を図ってその実現に努めます。また、国・県に対しては、特に行財政上の措置に関する要請を必要に応じて行います。

(2) 計画の進行管理

国の基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各障がい福祉サービスの見込量を「活動指標」としています。成果目標及び活動指標については、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）のプロセスに基づき、少なくとも年1回の実績把握を行い、当事者団体や関係機関で組織する種子島地区自立支援協議会等において意見を伺いながら目標の達成状況等の分析・評価を行うとともに、その結果については市ホームページ等で公表します。

また障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要があると認めるときは、計画の変更や見直しを行います。

第3章 西之表市の現状

1 障がい者を取り巻く現状

(1) 身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数の推移については減少傾向にありますが、人口比ではほぼ変わらない状況です。

手帳等級別所持状況を見ると、1・2級の重度障がいの方が半数近くを占めています。

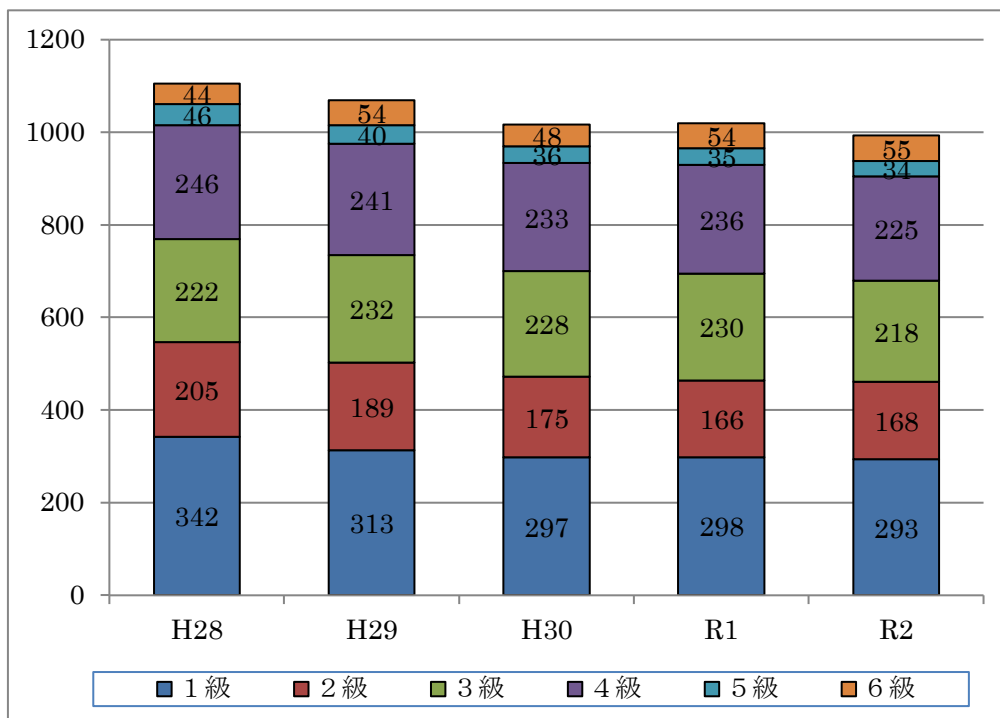
(各年度末現在・R2年度は11月末現在)

[級別]

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
重 1級	342	313	297	298	293
↑ 2級	205	189	175	166	168
↓ 3級	222	232	228	230	218
4級	246	241	233	236	225
↓ 5級	46	40	36	35	34
軽 6級	44	54	48	54	55
計	1,105	1,069	1,017	1,019	993

(単位:人)



[障がい種類別]

身体障害者手帳所持者の障がいの種類については、肢体不自由が最も多く、次いで外見からは障がいが見えにくい内部障がいをもつ方の割合が3割近くを占めています。

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
視覚障がい	91	88	81	79	74
聴覚平衡障がい	81	72	71	70	69
音声言語障がい	13	13	11	12	12
肢体不自由	663	648	625	612	591
内部障がい	327	325	321	332	324
合計	1,175	1,146	1,109	1,105	1,070

[年齢別身体障害者手帳所持者数]

前述の身体障害者手帳の所持者数を年齢別に見ると、65歳以上の割合が8割近くとなっており、障がい者も高齢化しています。

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
18歳未満	11	9	8	8	8
18～64歳	214	199	193	186	182
65歳以上	880	861	816	825	803
合計	1,105	1,069	1,017	1,019	993
手帳所持率 (人口比)	7.1%	7.0%	6.7%	6.9%	6.6%

(2) 療育手帳の所持者数の推移

療育手帳の所持者数の推移は、年々増加傾向にあります。

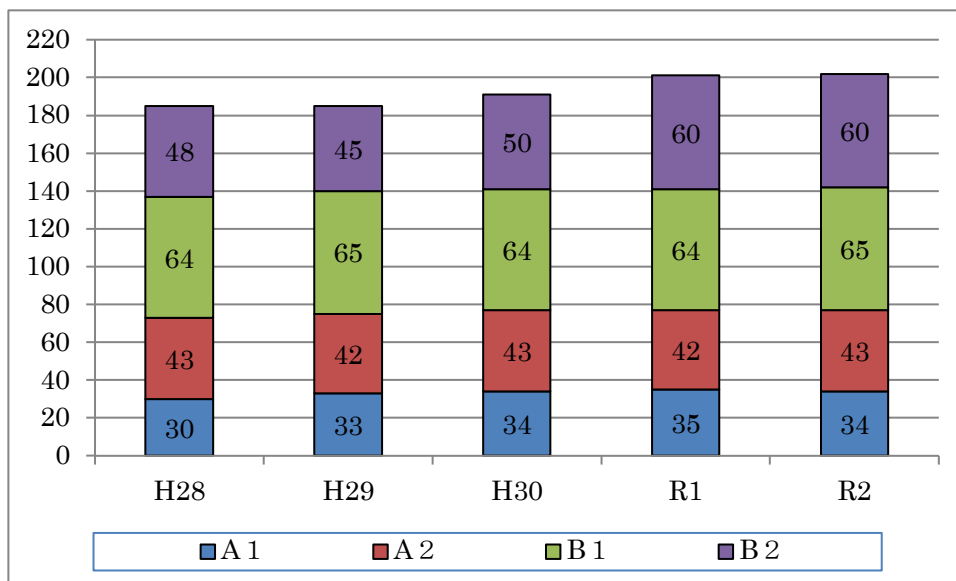
手帳等級別所持状況を見ると、B1が最も多く、次いでB2・A2となっています。

(単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
重 A1	30	33	34	35	34
↑ A2	43	42	43	42	43
↓ B1	64	65	64	64	65
軽 B2	48	45	50	60	60
合計	185	185	191	201	202

※ 各年度3月末現在 (R2は11月末)

(単位:人)



※ 各年度3月末現在 (R2は11月末)

(単位:人)

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
18歳未満	27	27	31	32	31
18～64歳	143	138	136	141	143
65歳以上	15	20	24	28	28
計	185	185	191	201	202

(3) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移は、増加傾向にあります。
手帳等級別に見ると、2級が最も多くなっています。

(単位:人)

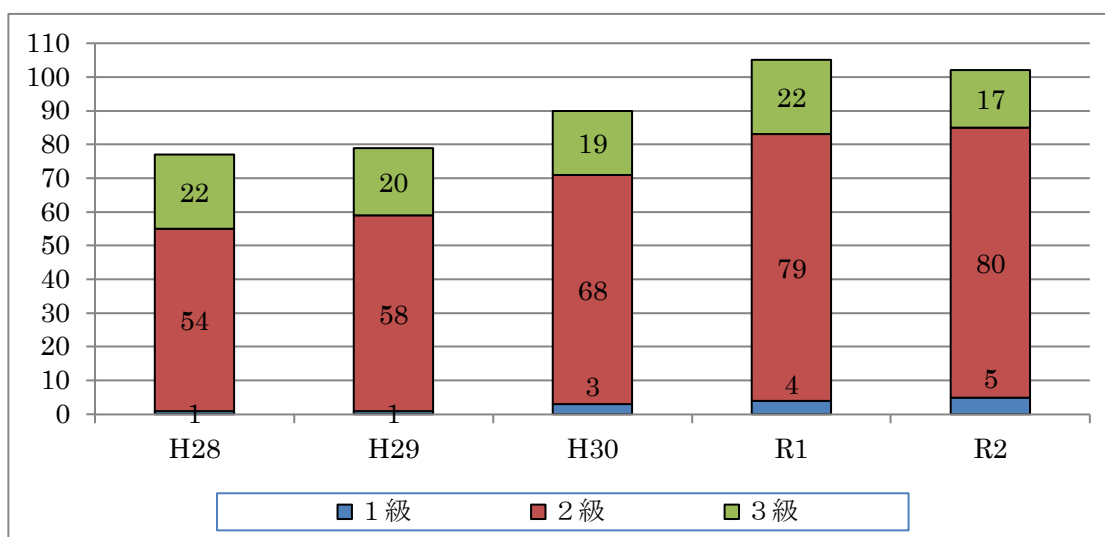
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1年度	R2年度
重 1級	1	1	3	4	5
↑ 2級	54	58	68	79	80
↓ 軽 3級	22	20	19	22	17
合計	77	79	90	105	102

(単位:人)

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1年度	R2年度
18 歳未満	0	0	2	5	5
18～64 歳	55	58	65	75	72
65 歳以上	22	21	23	25	25
計	77	79	90	105	102

※ 各年度 3 月末現在 (R2 は 11 月末)

(単位:人)



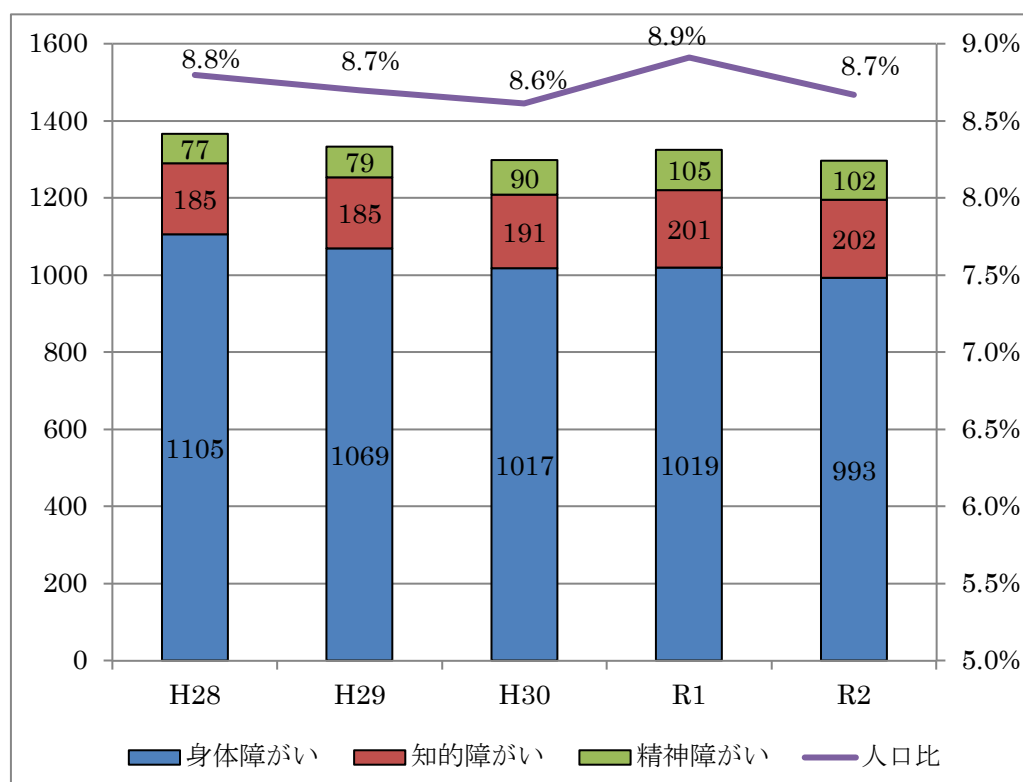
(4) 市総人口に占める障害者手帳所持者数の割合

市総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は8%後半台で推移しています。この他にも、障害者手帳を所持していない難病患者や発達障がいのある方などまで含めると、本計画の対象者は増加傾向にあると思われます。

(単位:人)

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
身体障がい	1,105	1,069	1,017	1,019	993
知的障がい	185	185	191	201	202
精神障がい	77	79	90	105	102
計 (a)	1,367	1,333	1,298	1,325	1,297
市人口 (b)	1,297	15,324	15,071	14,870	14,963
市総人口に占める障害者 手帳保持者数の割合 (a)/(b)	8.8%	8.7%	8.6%	8.9%	8.7%

※ 各年度3月末現在 (R2は11月末)



※ 各年度3月末現在 (R2は11月末)

(5) 自立支援医療(精神通院)受給者の状況

※精神疾患の通院治療を受けている方に医療費の一部を給付する制度
(単位:人)

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1年度	R2年度
精神通院受給者数	198	202	200	230	218

(6) 難病患者(特定医療費(指定難病)受給者証交付者)の状況

(単位:人)

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1年度	R2年度
種子島全体	249	211	211	227	240
うち西之表市	126	103	104	112	119

(西之表保健所)



2 障がい児の就学状況の推移

(1) 特別支援学級の学級数及び児童・生徒数の推移

特別支援学級の児童生徒数については、平成 28 年度に小学校が 3 人、中学校が 5 人でしたが、令和 2 年度は、小学校が 49 人、中学校が 26 人となっており、小中学校あわせて 67 人増加しています。

(単位:人)

区 分		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
小学生	学級数	7	11	12	12	16
	児童数	3	27	37	44	49
中学生	学級数	2	3	4	4	5
	生徒数	5	14	21	22	26

※ 各年度 3 月末現在、令和 2 年度は 12 月末現在

(2) 特別支援学校の状況(令和2年度中種子養護学校児童生徒数)

(単位:人)

区 分	児童生徒数	(うち西之表市からの通学者数)
小学部	15	7
中学部	12	6
高等部	26	8
合 計	53	21

3 障がい福祉サービスの利用状況等

(1) 障害支援区分別認定者数

「障害支援区分」とは、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを、6段階の区分により総合的に示すものです。障がい福祉サービスのうち「介護給付」に該当するサービスを受けるには「障害支援区分」の認定が必要です。認定者数は年々増加傾向にあります。

(単位:人)

	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
低 ↓ 高	区分1	7	3	3	2	2
	区分2	13	12	17	16	17
	区分3	19	16	17	24	24
	区分4	24	25	24	25	25
	区分5	21	21	21	22	24
	区分6	18	24	25	25	25
	計	102	101	107	114	117

(2) 障がい福祉サービス利用者数と事業費の推移

障がい福祉サービスの延べ利用者数と事業費は、年々増加傾向にあります。令和1年度には、利用者数が平成28年度と比べて13.85%増加、事業費は5.49%増加しています。

[年間延べ利用者(件)数]

(単位:人・件)

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
自立支援給付(人)	4,696	5,284	5,258	5,516
障害児給付(人)	632	587	785	556
補装具給付(件)	36	28	26	35
計	5,364	5,899	6,069	6,107

※ 各年度3月末現在

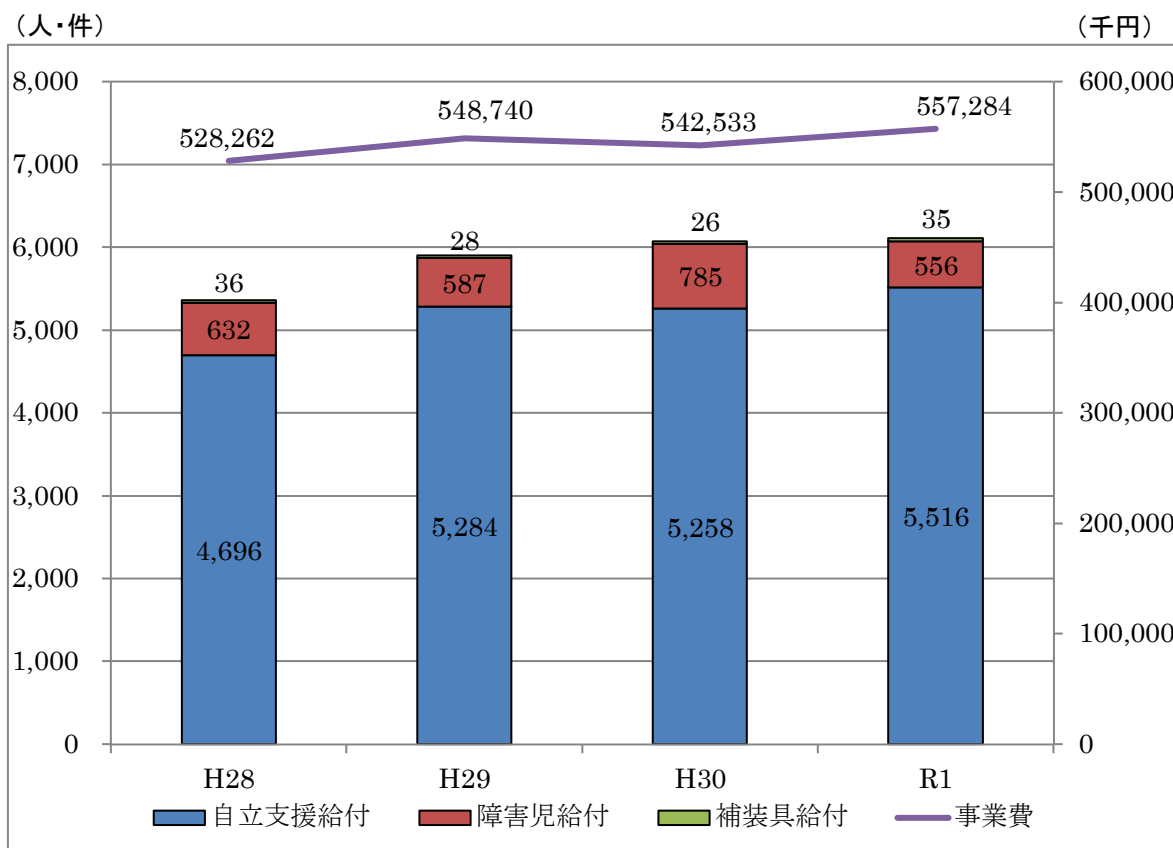
- ◆自立支援給付…障害者総合支援法に基づく福祉サービス(一部、障がい児も対象)
- ◆障害児給付…児童福祉法に基づく障がい児への福祉サービス
- ◆補装具給付…身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具(補装具)の購入等の費用の一部を給付する制度

[障がい福祉サービスに係る事業費]

(単位:千円)

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
自立支援給付	479,183	506,541	503,900	533,085
障害児給付	45,304	39,622	36,133	21,136
補装具給付	3,775	2,577	2,500	3,063
計	528,262	548,740	542,533	557,284

※ 各年度3月末現在



(単位:自立支援給付・障がい児給付/人 補装具給付/件・事業費/千円)

※ 各年度3月末現在



第4章 障がい者計画の基本理念と数値目標

1 障がい者計画の基本的な方針

(1) 基本理念

～ 基本理念 ～

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、「ソーシャルインクルージョン*」の理念のもとに、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図ります。

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」

*インクルージョン：「包含、包み込む」

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

(2) 各分野に共通する横断的視点

本市では、次に掲げる6項目を各分野に共通する横断的視点として掲げ、基本理念の実現を図ります。

各分野に共通する横断的視点

- 1： 障がい者本人の自己決定の尊重
- 2： 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上
- 3： 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 4： 障がいの特性等に配慮したきめ細かな支援
- 5： 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かな支援
- 6： 総合的かつ効果的な施策の推進

*アクセシビリティ：「近づきやすさ」「利用のしやすさ」「便利であること」

年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。

(1) 障がい者本人の自己決定の尊重

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障がい者を施策の客体としてではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、障がい者が意思決定過程に参画することとし、その視点を施策に反映できるよう努めます。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。そのためには、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

また、障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、国・県・他市町村や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業所や市民の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

あわせて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と心のバリアフリーを推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組を積極的に支援します。

さらに、障がい者施策に関する情報公開や計画等に関する意見募集を行う際には、障がい特性に配慮した適切な情報保障を実施するなど、アクセシビリティの向上を進めます。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障がい者施策が、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面す

るその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がい者の家族を始めとする関係者への支援も必要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していくよう努めます。

● (4) 障がいの特性等に配慮したきめ細かな支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重度心身障がいや重複障がい等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実に努めます。

● (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かな支援

障がいのある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえ、「障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること」「障がいのある子どもは成人の障がい者とは異なる支援を行う必要があること」「障がいのある高齢者に係る施策の高齢者施策との整合性」に留意しながら障がい者施策の策定及び実施に努めます。

● (6) 総合的かつ効果的な施策の推進

① 行政機関相互の緊密な連携

多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県等の関係行政機関との緊密な連携を図りながら、施策を推進します。

② 計画的・総合的な施策の推進

障がい種別によりサービスの水準の格差が生じないように計画的かつ総合的に施策を推進するほか、効果的な相談支援、サービス提供体制を図ります。

③ 必要な施策・事業の見直し

地域生活を重視した障がい福祉サービスを提供できるように、適宜必要な施策・事業の見直しを行います。

④ 安心安全な暮らしの確保

近年、想定を上回る自然災害や南海トラフ地震等への懸念から、災害時にも安心できる生活環境を整えることが重要です。特に、障がい者は災害時に特別な支援を要することから、地域防災計画との整合性を図りながら平時から避難所等の

整備や地域の避難支援体制を整えておく必要があります。

また、災害時や新型インフルエンザ等感染症により人の流れや経済活動に一定の制限を必要とする場合におけるサービスの提供の在り方について検討を行います。



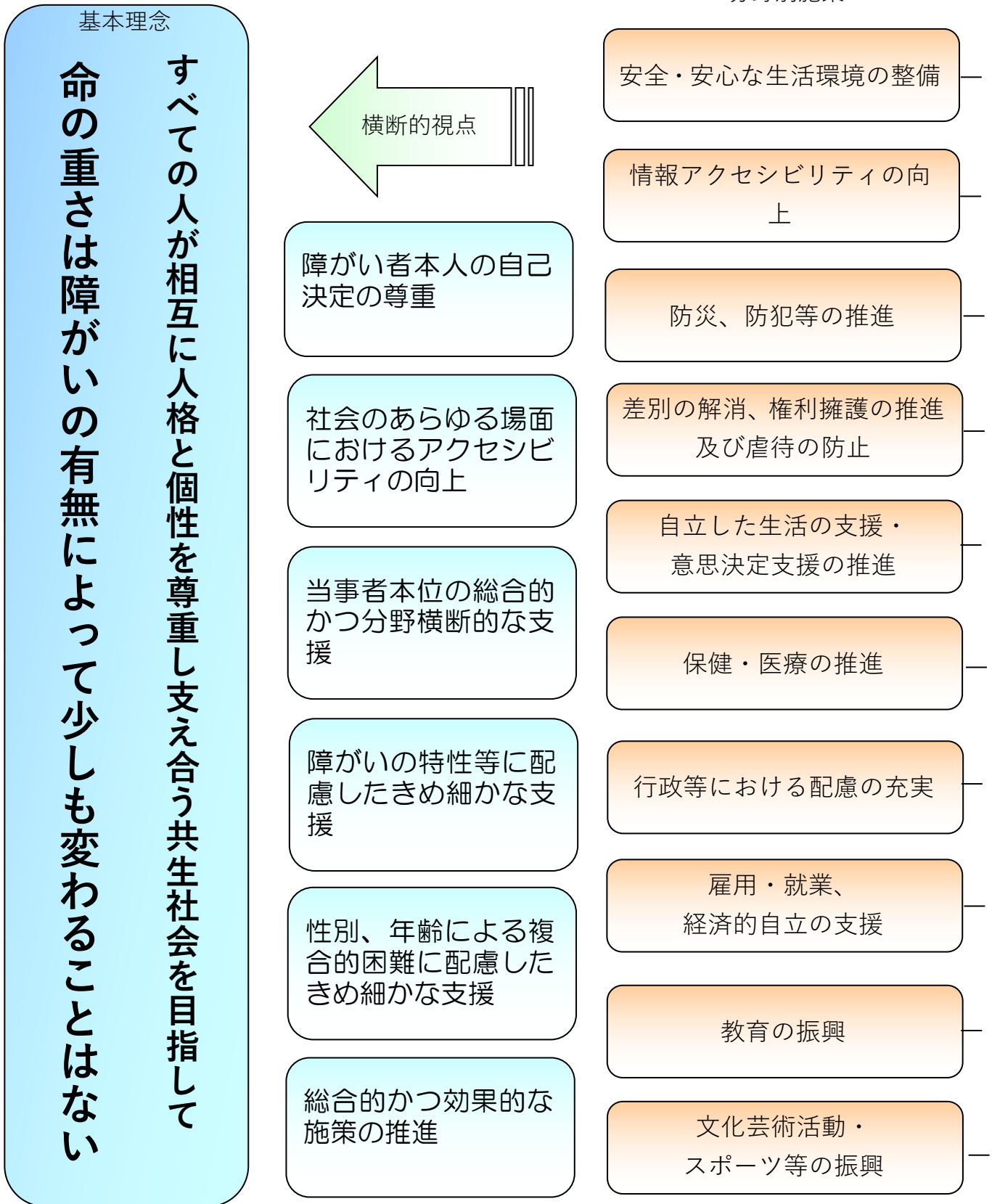
2 分野別施策

基本理念の達成に向けて、本市が取り組む各種施策を次のとおり分野別にまとめました。分野によっては全庁横断的な取組が必要なものもあるため、取組の主体を明確にしながらか施策を展開していくことが重要となります。

分野別施策

- 1： 安全・安心な生活環境の整備
- 2： 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 3： 防災、防犯等の推進
- 4： 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 5： 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 6： 保健・医療の推進
- 7： 行政等における配慮の充実
- 8： 雇用・就業、経済的自立の支援
- 9： 教育の振興
- 10： 文化芸術活動・スポーツ等の振興

3 西之表市障がい者福祉計画の体系図



施策の方向

- ①住宅の確保 ②移動・交通政策の推進 ③公共建築物等の改善
- ④障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ①情報通信におけるアクセシビリティの向上 ②意思疎通支援の充実
- ③行政アクセシビリティの向上

- ①防災対策の推進 ②防犯対策の推進 ③消費者トラブルの防止及び被害者被害からの救済
- ④新型インフルエンザ等感染症への対応

- ①権利擁護の推進、虐待の防止 ②障がいを理由とする差別の解消の推進

- ①思決定支援の推進 ②相談支援体制の構築 ③地域移行支援、在宅サービス等の充実
- ④障がいのある子どもに対する支援の充実 ⑤障がい福祉サービスの質の向上
- ⑥障がい福祉を支える人材の育成・確保

- ①精神保健対策の充実・推進 ②保健・医療の充実等 ③保健・医療を支える人材の育成
- ④障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- ①司法手続における配慮 ②選挙等における配慮
- ③行政機関における配慮及び障がい者理解の促進

- ①総合的な就労支援 ②障がい者雇用の促進

- ①インクルーシブ教育システム構築に向けた取組の推進 ②教育環境の整備
- ③障がいを通じた多様な学習活動の充実

- ①文化芸術、余暇・レクリエーション活動の充実 ②スポーツに親しめる環境の整備

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 計画のポイント

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず必要とする支援を受けられるように、障がい福祉サービス等を一元的に提供します。また、これらのサービスの対象となる障がい者等の範囲が、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者も対象になっていることの周知を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行促進と継続の支援、就労や職場定着への支援といった課題に対応するため、新設されるサービスも含めたサービス提供体制の整備と、地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の最大限の活用等を図っていきます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

住民団体等によるインフォーマルケア（法律や制度に基づかない支援）等の取組を支援し、地域が主体的に障がいのある方も含めた地域づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。個別・専門的な支援を必要とする方のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、その支援体制の構築を図っていきます。また、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進していきます。

6 障がい福祉人材の確保

障がいのある方の重度化・高齢化に対応し、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修支援、多職種間連携の推進及び障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知等により、サービス提供を担う人材の確保に努めます。

7 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため障がい者の多様なニーズの把握に努め、障がい者による文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保に努めます。

2 数値目標

国の基本指針及び第5期計画の達成状況並びに地域の実情を踏まえて、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度の目標値を設定しました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団生活から、障がい者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がい者の自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。ただし、施設入所者の高齢化や在宅を支援する家族が不在であること等の状況により地域移行が難しい現状にあることを鑑みて、本目標により、今後の施設入所支援の利用や入所を妨げるものではないこととします。

※ 地域生活移行者とは、施設等を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の住宅へ移行した(家庭復帰を含む。)方をいいます。

① 施設入所者の地域生活への移行	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者数 43人 ・地域生活移行者数 1人 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者数 42人 ・地域生活移行者数 3人(令和5年度中)
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、地域生活移行者数は令和1年度末の施設入所者数の6%以上である3人、施設入所者数は令和1年度末の1.6%以上である△1人と設定しました。
国指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活への移行者数: 令和1年度末入所者数の6%以上 ● 施設入所者数: 令和1年度末の1.6%以上削減

2 地域生活支援拠点等の整備

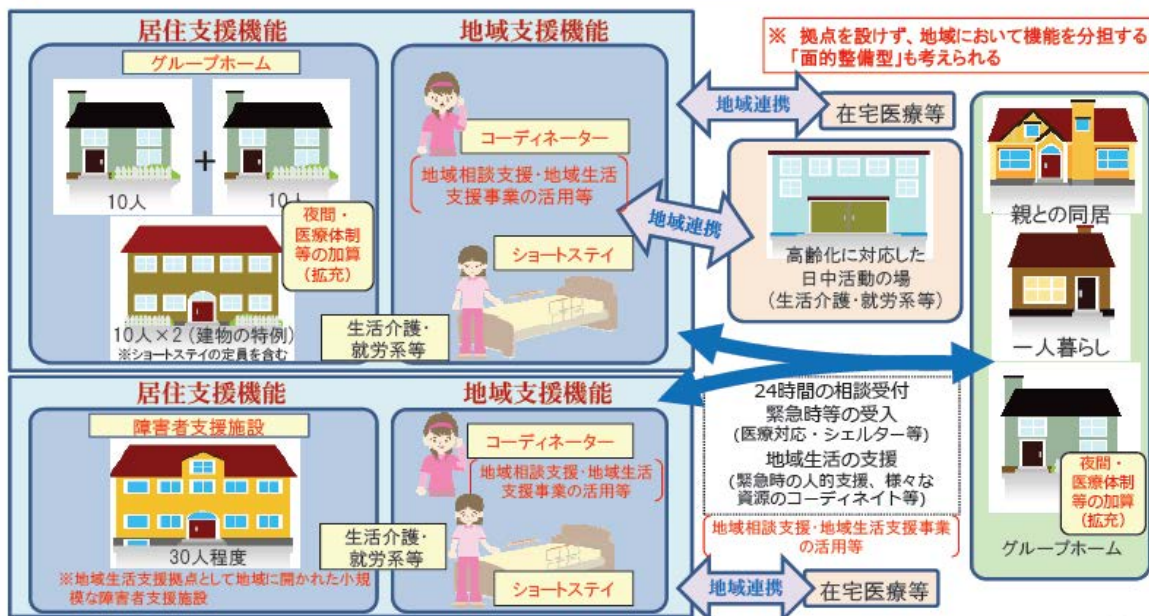
令和2年度までに、障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う地域生活支援拠点等の設置を目標としており、地域において機能を分担して担う面的整備型として協議を進めてきました。障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限活用しながら、令和5年度までに地域生活支援の拠点づくりを進めます。

① 地域生活支援拠点等の整備	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・拠点等の整備 0か所	・拠点等の整備 1か所
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、拠点整備について検討を進めます。拠点のあり方については、「面的整備型」も視野に入れ、市単独又は圏域(種子島1市2町)で1か所の整備を目標とします。
国指針	● 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

(注1) 地域生活支援拠点…障がい者等の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門性、地域の体制づくり等)を集約した拠点。拠点を設けず、地域において複数の機関が機能を分担する「面的整備型」も考えられる。

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネイトや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等の推進により、障がい者等の福祉施設から一般就労への移行に努めます。一般就労に向けては雇用する企業側の理解と環境整備が不可欠なため、種子島地区自立支援協議会のなかで関係機関と連携して、理解促進等の啓発活動に取り組んでいきます。

なお、目標値については国指針に準じて設定しておりますが、事業所数が少ないという地域の実情も勘案しながら、その推進を図っていきます。

① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
新規	・平均生活日数 316日
目標値設定の考え方	国及び鹿児島県の方針に基づき、目標値を設定します。
国指針	● 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:316日以上

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

② 福祉施設から一般就労に移行する者	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・一般就労移行者数 0人	・一般就労移行者数 1人
目標値設定の考え方	令和1年度実績は0人ですが、直近2か年実績1人の平均値 0.5 人を基準値として、その 1.27 倍1人で目標値に設定しました。
国指針	● 一般就労への移行者が、令和1年度実績の 1.27 倍以上

(注1) 一般就労移行者…福祉施設利用者のうち、生活介護・自立訓練・就労移行支援事業・就労継続支援事業を通じて、一般就労(企業等への就職)に移行する方

(注2) 福祉施設利用者…生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)のサービスを提供する施設を利用する方

③ 就労移行支援事業の利用者数	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・就労移行支援事業利用者数 6人	・就労移行支援事業利用者数 8人
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、令和1年度末の就労移行支援事業利用者数の1.30倍である8人で目標値を設定しました。
国指針	● 就労移行支援事業の利用者数が、令和1年度末実績の1.30倍以上

④ 就労継続支援A型事業の利用者数	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・就労継続支援A型利用者数 8人	・就労継続支援A型利用者数 11人
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、令和1年度末の就労継続支援A型利用者数の1.26倍である11人で目標値を設定しました。
国指針	● 就労継続支援A型の利用者数が、令和1年度末実績の1.26倍以上

⑤ 就労継続支援B型事業の利用者数	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・就労継続支援B型利用者数 94人	・就労継続支援B型利用者数 116人
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、令和1年度末の就労継続支援B型利用者数の1.23倍である116人で目標値を設定しました。
国指針	● 就労継続支援B型の利用者数が、令和1年度末実績の1.23倍以上

⑥ 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用 0 ・就労定着率の8割以上の就労移行支援事業所 0	未設定
目標値設定の考え方	種子島圏域に就労定着支援事業所が無く、今後も設置予定が無い。また、令和5年度までの利用者も見込めないことから目標値は未設定としました。
国指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上 ● 就労定着率の8割以上の就労移行支援事業所を7割以上

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、当事者及び保健、医療、福祉に携わる方を含む様々な関係者が情報共有や連携を行うための協議の場の設置を目標にしており、令和2年度に自立支援協議会において設置が完了しました。

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・協議の場の設置 0か所 ・運用状況の検証・検討 0回	・協議の場の設置 1か所 ・運用状況の検証・検討 1回
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、市単独又は圏域(種子島1市2町)での協議の場を設置し、支援拠点について、運用状況の検証・検討を自立支援協議会において実施する設定としました。
国指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ 年1回以上運用状況を検証、検討

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児サービス等の提供体制の確保に向け、支援体制の充実や新たな仕組みづくりのための場の構築を進めていきます。

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・児童発達支援センター 2か所 * 市内事業所は1か所 ・保育所等訪問支援 1か所 * 市内事業所は0か所	・児童発達支援センター 2か所 * 市内事業所は1か所 ・保育所等訪問支援 2か所 * 市内事業所は1か所
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、圏域(種子島1市2町)での体制の構築を目標とします。
国指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築

④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所 1か所 放課後等デイサービス事業所 1か所 * 市内事業所は0か所	・重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所 2か所 放課後等デイサービス事業所 2か所
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、市単独又は圏域(種子島1市2町)での事業所の設置を目標とします。
国指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを各市町村(圏域でも可)に少なくとも1か所確保

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
・協議の場の設置 0か所 ・医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 0か所	・協議の場の設置 1か所 ・医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 2か所
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、市単独又は県が関与したうえでの圏域(種子島1市2町)での協議の場の設置を目標とします。
国指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

6 相談支援体制の充実・強化等(新規)

障がいのある方やその家族からの総合的で専門的な相談に応じるため、相談者の年齢や障がいの種類や程度など、一人一人の状況やライフステージに応じた支援や本人が希望するライフスタイルなどへの対応を充実していくための相談支援事業を実施します。市又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

① 基幹相談支援センターの設置	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
新規	・基幹相談支援センターの設置 1か所
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、市単独又は県が関与したうえでの圏域(種子島1市2町)での体制の構築を目標とします。
国指針	● 令和5年度までに障害福祉サービス等の取組に係る体制の構築

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(新規)

報酬の審査体制の強化、指導権限を有する方との協力・連携や適正な指導監査等の実施等について目標を設定するとともに、研修の参加により市職員の質の向上に努めます。

① 相談支援体制の充実・強化等(新規)	
令和1年度末現状値	令和5年度目標値
新規	・障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 2名
目標値設定の考え方	国指針を踏まえ、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定。
国指針	● 令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

3 障がい福祉サービスの量の見込みと確保策

(1) サービスの利用者等

① 障がい福祉サービス受給者

障がい福祉サービスを利用するためには、サービス等利用計画を作成し、サービスの支給決定を受けなければなりません。

障害支援区分の認定を必要としない訓練等給付に該当するサービスも含め、サービスを利用する全ての障がい者及び障がい児等が対象となります。

令和2年11月末現在でサービス等利用計画の作成を必要とする受給者は277人で、3つの障がい者手帳所持者数1,297人の21.3%となっています。

なお、障がい児のサービス利用については、障害者手帳の有無や医学的診断名の有無は必須要件とはなっていません。

また、障害者総合支援法の施行により、難病患者も障がい福祉サービスが受けられるようになりましたが、本市においては、今のところ、難病患者の利用実績はありません。

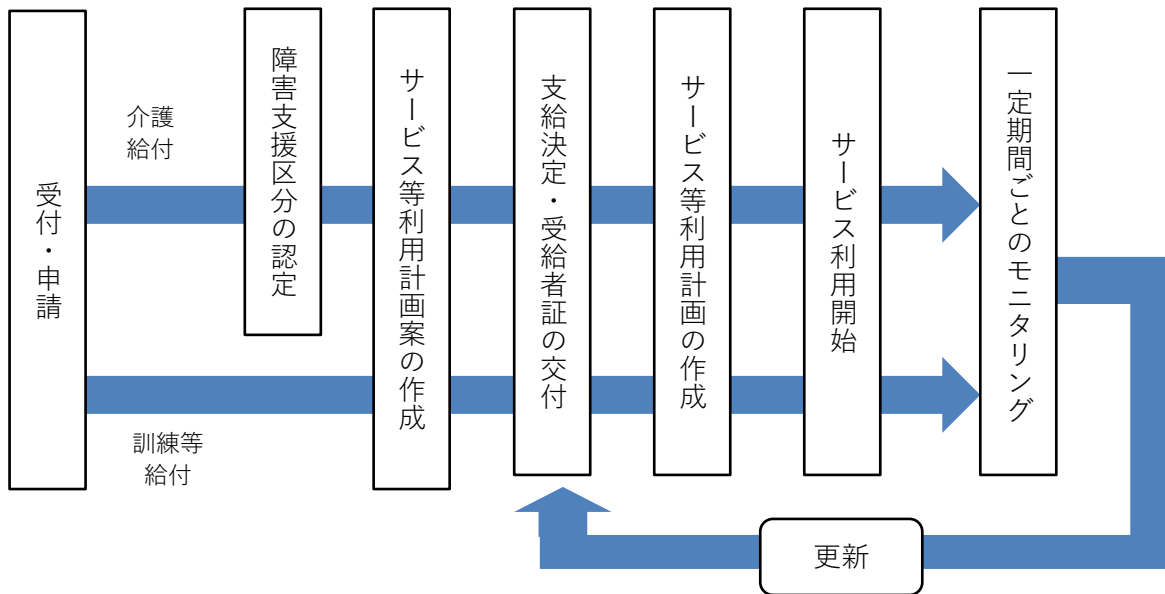
区 分	自立支援給付	障害児給付	計
受給者数	228	49	277

(令和2年11月末現在)

(注1) 自立支援給付…障害者総合支援法に基づく福祉サービス(一部、障がい児も対象)

(注2) 障害児給付…児童福祉法に基づく障がい児への福祉サービス

【サービス利用までの流れ】 ※サービス等利用計画については、「(6) 相談支援」(P43)を参照



② 障害支援区分認定者

障がい福祉サービスのうち、(3)で示す介護給付に該当するサービスは障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1～6となっており、その区分に応じて利用できるサービスが決められています。

令和2年11月末現在の認定者は117人で、この合計数は、3つの障害者手帳所持者数の9.0%にすぎません。比較的高いのは知的障がい者で39.6%となっています。

しかしながら、障がいのある方が、65歳以上である場合や、40歳～64歳で特定疾病(16疾病)に該当する場合は、障がい福祉制度よりも介護保険制度が優先して適用されるため、高齢者の割合が高い身体障がいの場合は、多くの方が介護保険サービスを利用しているものと思われます。

区分	支援の必要度							障害者手帳所持者数	
	低い ←	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		高い →
身体		0	3	7	3	5	10	28	993
知的		2	10	15	20	18	15	80	202
精神		0	4	2	2	1	0	9	102
難病		0	0	0	0	0	0	0	-
計		2	17	24	25	24	25	117	1,297

(令和2年11月末現在)

【障害支援区分とは】

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は、

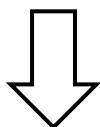
- ① 移動や動作等に関連する項目(12項目)
- ② の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
- ③ 思疎通等に関連する項目(6項目)
- ④ 行動障害に関連する項目(34項目)
- ⑤ 特別な医療に関連する項目(12項目)

の80項目となっており、市障害支援区分審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市が認定します。

③ 障害支援区分と給付の関係

区分に応じた利用 支援区分認定が必要	区分に関わらず利用可能 支援区分認定不要
介護給付	訓練等給付
居宅介護(ホームヘルプ) ㊟ ㊞ 行動援護 ㊟ ㊞ 重度訪問介護 ㊟ 同行援護 ㊟ ㊞ 重度障害者等包括支援 ㊟ ㊞ 生活介護 ㊟ 療養介護 ㊟ 短期入所(ショートステイ) ㊟ ㊞ 施設入所支援 ㊟	自立訓練 ㊟ 就労移行支援 ㊟ 就労継続支援 ㊟ 共同生活援助(グループホーム) ㊟ 就労定着支援 ㊟ 自立生活援助 ㊟ <hr/> 地域相談支援給付 地域移行支援 ㊟ 地域定着支援 ㊟

※㊟は障がい者、㊞は障がい児が利用できるサービス



介護給付に該当するサービスを受ける場合は以下の区分認定が必要です。

障害支援区分	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	重度障害者包括支援	生活介護	療養介護	短期入所	施設入所支援
非該当								
区分1	↑						↑	
区分2	↑				※1		↑	
区分3	↑	↑			↑		↑	※2
区分4	↑	↑	↑		↑		↑	↑
区分5	↑	↑	↑		↑	↑	↑	↑
区分6	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑

※1 年齢が50歳以上の場合は区分2以上

※2 年齢が50歳以上の場合は区分3以上

(2) サービス量推計の基本的な考え方

サービス量の推計値(計画値)の設定については、基本的には直近3年間(平成30年度～令和2年度※令和2年度は11月末)の実績の平均値と伸び率を勘案し、今後の見込量を推計するとともに、数値目標に関連する項目についてはその目標値と整合がとれる数値を設定しました。

(3) 訪問系サービス

サービス種類	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護等の外出支援を行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う。

第5期計画と実績

※各値は、1月あたりの平均値

サービス種類	単 位	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護	実利用者数	18	12	18	11	18	14
	利用延時間数	312	182	312	154	312	303
重度訪問介護	実利用者数	5	4	5	4	5	4
	利用延時間数	222	167	222	189	222	215
同行援護	実利用者数	1	0	1	0	1	0
	利用延時間数	17	0	17	0	17	0
行動援護	実利用者数	4	3	5	4	6	4
	利用延時間数	120	97	150	124	180	121
重度障害者等包括支援	実利用者数	0		0		0	0
	利用延時間数	0		0		0	0

第6期計画期間中の見込量

※各値は、1月あたりの平均値

サービス種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
居宅介護	実利用者数	15	16	17	令和2年度の実績を踏まえ、地域移行等への支援強化のため、利用者増を見込む。
	利用延時間数	315	336	357	
重度訪問介護	実利用者数	6	6	6	直近3年間の実績の伸びはないが、範囲拡大等に伴い利用者数増を見込む。
	利用延時間数	318	318	318	
同行援護	実利用者数	1	1	1	現在まで利用実績はないが、指定事業所が開設されていることから利用を見込む。
	利用延時間数	17	17	17	
行動援護	実利用者数	6	6	6	令和2年度の実績を踏まえ、今後の利用増を見込む。
	利用延時間数	156	156	156	
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	0	0	島内に指定事業所がなく、利用見込みもないため計画値は入れていない。
	利用延時間数	0	0	0	

見込量確保のための方策

障がいのある方とその家族が安心して生活できるよう、必要なサービスの継続的な提供とさらなる充実に努めます。

同行援護については、これまでのところ利用実績はありませんが、ニーズに応じてサービス提供ができるよう計画に見込んでいます。また、重度障害者等包括支援については、現在、島内にはサービス提供事業所がないため、計画値は入れていません。

(4) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、次の9つのサービスをいいます。

サービス種類	内 容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むうえで必要となる、身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、一定の支援が必要な身体障がい者等に対し、身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活の能力向上や相談支援等を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援A 型(雇成型)	一般企業等に雇用されることが困難な障がい者で、適切な支援により継続的に就労することが可能な方に対し、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援B 型(非雇成型)	年齢や心身の状態その他の事情により一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場や生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て就労移行した方に、企業・自宅への訪問や障がい者の来所により、就労継続のために必要な連絡調整や指導・助言を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。福祉型は障がい者支援施設等で実施。医療型は病院、診療所、介護老人保健施設で実施。

第5期計画と実績

※各値は、1月あたりの平均値

サービス種類	単 位	平成 30 年度		令和 1 年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
生活介護	実利用者数	62	62	62	62	62	64
	利用延日数	1,240	1,275	1,240	1,286	1,240	1,326
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	0	0	0	1	0	1
	利用延日数	0	0	0	19	0	23
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	3	1	3	1	3	0
	利用延日数	28	21	28	6	28	0
就労移行支援	実利用者数	6	6	7	6	8	5
	利用延日数	101	115	118	121	135	88
就労継続支援 (A型)	実利用者数	13	11	13	8	13	8
	利用延日数	230	203	230	171	230	178
就労継続支援 (B型)	実利用者数	90	85	90	94	90	100
	利用延日数	1,440	1,529	1,440	1,662	1,440	1,752
就労定着支援	実利用者数	2	0	3	0	4	0
療養介護	実利用者数	8	8	8	7	8	7
短期入所	実利用者数	2	2	2	4	2	2
	利用延日数	10	4	10	21	10	12

第6期計画期間中の見込量

※各値は、1月あたりの平均値

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
生活介護	実利用者数	65	65	65	令和2年度の実績を踏まえ、今後の利用増を見込む。利用日数は1人あたり平均20日/月で算定。
	利用延日数	1,300	1,300	1,300	
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	1	1	1	島内に指定事業所がないが、市外利用者実績を踏まえ、1人あたり平均20日/月で算定。
	利用延日数	20	20	20	
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	1	1	1	島内に指定事業所がないが、市外利用者実績を踏まえ、1人あたり平均20日/月で算定。
	利用延日数	20	20	20	
就労移行支援	実利用者数	6	7	8	令和2年度の実績を踏まえ、今後の利用増を見込む。成果目標で掲げる福祉施設から一般就労への移行者数も考慮。
	利用延日数	102	119	136	
就労継続支援 (A型)	実利用者数	9	10	11	島内の指定事業所は1か所のみで利用の大幅な増加はなく、一定の利用を見込む。
	利用延日数	198	220	242	
就労継続支援 (B型)	実利用者数	110	113	116	毎年、増加傾向にあるため、今後の利用者数増を見越して算定。利用日数は1人あたり平均17.5日/月で算定。
	利用延日数	1,925	1,978	2,030	
就労定着支援	利用者数	0	0	0	島内に指定事業所がなく、今後、利用見込みもないため計画値未設定。
療養介護	実利用者数	7	7	7	新規利用の見込みはなく、継続の利用を見込む。
短期入所	実利用者数	6	7	8	指定事業者増に伴う利用者増を見越して算定。介護者の緊急時に対応できるよう、一定の利用を見込む。
	利用延日数	36	42	48	
短期入所 (医療型)	実利用者数	0	0	0	島内に指定事業所がなく、利用見込みもないため計画値未設定。
	利用延日数	0	0	0	

見込量確保のための方策

サービス利用者は増加傾向にあります。サービス提供事業所も一定数整備され、対応可能な範囲と見込んでいます。障がいのある方の障がいの状態や本人の希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の確保に努めます。

(5) 居住系サービス

居住系サービスとは、次の3つのサービスをいいます。

サービス種類	内 容
自立生活援助	施設入所者等、一人暮らしへの移行を希望する方に、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問、必要な助言・相談など、随時の対応を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助(入浴、排せつ、食事の介護等含む)を行う。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

第5期計画と実績

※各値は、1月当たりの平均値

サービス種類	単 位	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
自立生活援助	実利用者数	0	0	2	0	4	0
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	65	63	65	66	65	71
施設入所支援	実利用者数	42	43	42	43	41	44

第6期計画期間中の見込量

※各値は、1月あたりの平均値

サービス種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
自立生活援助	実利用者数	1	1	1	島内に指定事業所がないが、ニーズ等を勘案して見込む。
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	76	78	80	地域生活への移行促進、指定事業者増に伴う利用者増を見越して算定。
施設入所支援	実利用者数	44	43	42	地域生活への移行促進と合わせ入所者数の削減を見込む。 (数値目標と関連)

見込量確保のための方策

障がいのある方の障がいの状況や本人の希望を踏まえ、生涯を通じて切れ目のない住まいの支援が行われるよう、島内の社会資源の整備状況も勘案しながら必要量を見込んでいます。

(6) 相談支援

相談支援には次の3つがあります。

サービス種類	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

【計画相談支援 —サービス等利用計画の作成—】

平成24年の改正障害者自立支援法に規定された「計画相談支援」及び「障害児相談支援」の施行によって、市は障がい福祉サービス又は障害児通所支援等の利用申請者に対し、サービス等の支給決定前に「サービス等利用計画案」又は「障害児支援利用計画案」の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うことが定められました。

＜サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは＞

相談支援事業者が、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者(児)の総合的な援助方針や解決すべき課題をふまえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討して作成するものです。さらに、サービス利用が開始された後は、障がい福祉サービス等の支給決定の有効期間内において、一定期間ごとに利用計画が適切であるかどうかについてモニタリングを実施し、サービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービス等の利用に関する意向その他事情を勘案し、利用計画の見直しを行うこととされています。

＜モニタリング期間＞

モニタリングの時期は利用するサービスによって標準期間が定められています。

1月毎 ※利用開始から3月のみ…新規サービス利用者、集中的支援が必要な方、著しくサービスの内容等に変更があった方

3月毎…居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助利用者

6月毎…生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援

※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月毎

施設入所等(障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援)

第5期計画と実績

※各値は、1月当たりの平均値

サービス種類	単 位	平成 30 年度		令和 1 年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
計画相談支援	実利用者数	26	35	22	39	38	38
地域移行支援	実利用者数	2	1	3	0	4	0
地域定着支援	実利用者数	1	1	2	1	3	0

第6期計画期間中の見込量

※各値は、1月当たりの平均値

サービス種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
計画相談支援	実利用者数	40	42	44	障がい福祉サービスの利用者を対象に、モニタリングでの利用を含め利用者数を見込む。
地域移行支援	実利用者数	1	2	3	地域生活への移行を促進するため利用者数の増加を見込む。
地域定着支援	実利用者数	1	2	3	地域生活の支援強化を図るため、利用者数の増加を見込む。

見込量確保のための方策

計画相談支援については、一定期間ごとのモニタリングでの利用も含め利用者数を見込んでいます。相談支援事業者におけるサービス等利用計画の作成及びモニタリングが迅速・確実に行われるよう、相談支援体制確保のための支援を行います。また地域移行支援や地域定着支援については、関係機関の連携により一人一人の状況に応じたきめ細かい支援が行えるよう努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込みと確保策

1 地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が主体となって地域の特性やニーズに応じた柔軟なサービスを効果的・効率的に展開する事業です。

地域生活支援事業には、法に規定され必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

【必須事業】

No.	事業名	内容
1	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
2	自発的活動支援事業 (本人活動支援、ボランティア活動支援)	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する。
3	相談支援事業	障がい者等及び障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う。
4	成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の申立てに要する経費を助成し、成年後見制度の利用を支援する。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。
6	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の方の意思疎通を支援する。
7	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
8	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に対する支援を行う。
9	地域活動支援センター	障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。

【任意事業】

No.	事業名	内 容
1	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行う。
2	地域移行のための安心生活支援	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援する。
3	巡回支援専門員整備事業	保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい者が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図る。
4	児童発達支援センターの機能強化	地域の障がい児等支援の拠点として整備する児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障がい福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。
5	レクリエーション活動等支援事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資する。
6	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進する。



2 第5期計画と実績

区分	指標	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業							
本人活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
ボランティア活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業							
相談支援事業	相談支援事業所	1	2	1	3	1	3
	基幹相談支援センター設置	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	専任相談員配置	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実利用者数	2	1	2	1	2	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	1	0	1	0	1	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0
(7)日常生活用具給付等事業	給付件数(年間)	383	397	383	422	383	460
(8)手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	有	無	有	無
	講習修了者数(年間)	0	0	2	0	2	0
(9)移動支援事業	実利用者数	4	4	4	3	4	4
	利用延時間数(年間)	276	369	276	237	276	735
(10)地域活動支援センター	実施事業所	1	0	1	0	1	0
	実利用者数	2	0	3	0	4	0
(11) その他任意事業							
福祉ホームの運営事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援事業	実利用者数	4	11	4	17	4	13
レクリエーション活動等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

3 第6期計画期間中の見込量と確保のための方策

地域生活支援事業では、地域の実情に合わせたサービス提供・事業の実施が求められています。

障がい者への相談支援や日常生活用具等の給付、社会参加を支援する事業については、これまでどおり継続して支援を行い、利用推進に努めます。

また、障がいのある方が地域の中で生き生きと安心して暮らしていくには、何より周囲の理解と協力が必要です。今後は関係機関等と連携しながら、障がいに対する理解促進のための啓発事業に積極的に取り組み、障がいのある方やその家族の支援を推進するとともに、障がいのある方の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた適切なサービスを提供できるように努めます。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
実施に関する考え方	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、障がい者等に対する理解促進を図ります。			
見込量確保のための方策	種子島地区自立支援協議会等と連携し、広く一般市民に向けた研修会や講演会を開催するなど、あらゆる機会を通じて啓発活動を行います。			

(2) 自発的活動支援事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本人活動支援事業	実施の有無	有	有	有
ボランティア活動支援事業	実施の有無	有	有	有
実施に関する考え方	障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。			
見込量確保のための方策	知的障がい者及び精神障がい者の当事者団体等が行うボランティア活動等への支援を継続して行います。			

(3) 相談支援事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	相談支援事業所数	3	3	3
	基幹相談支援センター設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	専任相談員の配置	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
実施に関する考え方	<p>総合的・専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターは、人材の確保等の課題もあり現在のところ未設置ですが、広域での設置も視野に入れ引き続き検討を進めます。</p> <p>住宅入居等支援事業については実績はありませんが、事業の実施体制を含めて引き続き事業実施に向け、検討します。</p>			
見込量確保のための方策	<p>相談支援事業所は現在市内には2か所のみですが、市外の1事業所や福祉事務所の専任の相談員とも連携を密にし、相談支援事業に取り組んでいきます。</p>			

(4) 成年後見制度利用支援事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
	実利用者数	2	2	2
実施に関する考え方	<p>平成 24 年度に当該事業が必須事業に位置づけられたことに伴い、市長による申立ての支援のほか、申立費用等の助成が行えるよう支援体制を整備しました。</p>			
見込量確保のための方策	<p>関係機関と連携体制を構築すると共に制度そのものの周知があまり進んでいないことから、利用促進のための広報活動に取り組みます。</p>			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
実施に関する考え方	実績はありませんが、事業の実施体制を含めて検討します。			
見込量確保のための方策	今後、サービスの利用ニーズが生じた場合は、県や社会福祉協議会等関係機関と連携し、事業を実施します。			

(6) 意思疎通支援事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0
実施に関する考え方	ほとんど実績がない状況ですが、一定のニーズに応えるための体制は整えておく必要があります。 手話通訳者等の有資格者の確保は難しい現状であるため、同等の技術をもった手話奉仕員等を活用して派遣事業を実施します。			
見込量確保のための方策	手話奉仕員の人材確保については、「手話奉仕員養成研修事業」を活用し、養成に努めます。			

(7) 日常生活用具給付等事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	給付等件数	1	1	2
自立生活支援用具	給付等件数	2	2	3
在宅療養等支援用具	給付等件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	2	2	2
排せつ管理支援用具	給付等件数	576	580	600
住宅改修費	給付等件数	1	1	1
給付等件数合計(年間)		586	590	612
実施に関する考え方	近年の給付実績を考慮し、見込量を設定しています。排せつ管理支援用具の給付が主になっていますが、その他の用具についても、必要と認められる方には適切に給付・貸与を行います。			
見込量確保のための方策	給付の基準等をより具体的に規定し、利用者にとってもわかりやすいサービス提供に努めます。 継続して事業内容の周知を行い、必要な支援が受けられるよう利用促進を図ります。			

※排せつ管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、1人1か月分の給付を1件とし、年間の累計を計上しています。

(8) 移動支援事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数	4	4	4
	利用延時間数(年間)	540	540	540
実施に関する考え方	利用者は少ないものの延べ利用時間数は多く、一定のニーズがあることから、引き続き事業を実施します。			
見込量確保のための方策	利用者のニーズを把握し、適切なサービス提供に努めます。			

(9) 地域活動支援センター

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数	2	3	4
実施に関する考え方	<p>種子島1市2町による広域地域活動支援センターを運営する NPO 法人が就労継続支援事業所の指定を受け、平成 26(2014)年8月から並行してサービス提供を行うこととなりました。</p> <p>地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を望む方たちのために、地域の居場所として重要な役割を担っていることから、引き続きセンターの運営を支援していきます。</p>			
見込量確保のための方策	センターの周知を図り、広く島内からの利用者の増加に努めます。			

(10) 手話奉仕員養成研修事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	有
	講習終了者数 (登録者数)	0	0	2
実施に関する考え方	意思疎通支援事業の実施に係る人材確保のために、手話表現技術を習得した者を養成する研修等を行います。			
見込量確保のための方策	講師や受講者の確保を図り、ニーズに応じた事業を実施します。			

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数	11	11	11
実施に関する考え方	利用者数は年によって変動がありますが、一定のニーズがあることから引き続き事業を実施します。			
見込量確保のための方策	利用者のニーズを把握し、適切なサービス提供に努めます。			

(2) 地域移行のための安心生活支援

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行のための安心生活支援	利用者数	2	3	5
実施に関する考え方	令和3年度からの新規事業のため、ニーズ等を勘案し、啓発に努めながら、事業を実施します。			
見込量確保のための方策	利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。			

(3) 巡回支援専門員整備

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員整備	巡回施設数	10	10	10
地域連携ネットワーク会議	実施回数	2	2	2
実施に関する考え方	施設等からの要請により施設を訪問し、専門的視点から、個々の児童の状況に応じて、その施設の職員への助言を行っていきます。			
見込量確保のための方策	巡回等が必要な施設等の現状把握に努め、発達、発育が気になる子の適切な支援に結びつけられるよう関係機関との連携強化に努めます。			

(4) レクリエーション活動等支援事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等支援事業	実施の有無	有	有	有
実施に関する考え方	スポーツ・レクリエーション活動を通じて障がい者の社会参加を促進します。			
見込量確保のための方策	身体障害者協会等が行うスポーツ・レクリエーション教室等開催の支援を継続して行います。			

(5) 自動車運転免許取得・改造助成事業

項目	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車免許取得	利用者数	3	3	3
自動車改造	利用者数	1	1	1
実施に関する考え方	社会貢献活動共同事業による運転免許を取得するため勉強会「わかばプラン」が定期的開催され、一定のニーズがあることから、免許の取得や改造の費用を助成することにより社会参加の促進が図られます。			
見込量確保のための方策	今後も事業の周知・広報を継続し、障がい者の社会参加を促進します。			

第7章 障がい児支援

障がい児を対象とした施設・事業については、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

これにより、障がい種別で分かれていた障がい児施設は、通所による支援（「障害児通所支援（児童発達支援等）」）、入所による支援（「障害児入所支援（障害児入所施設）」）にそれぞれ一元化されました。「障害児通所支援」は市町村が実施主体となり、「障害児入所支援」は都道府県が実施主体となっています。

1 サービスの利用者等

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の心身の機能に障がいのある児童、又は難病の児童をいいますが、サービスの利用対象としては、障害者手帳等の有無は問わず、児童相談所や市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も含まれます。

(1) 児童数等の推移

年齢	H30	R1	R2
0～5歳児 (未就学児)	674	644	629
6～14歳	1,175	1,167	1,208
15～18歳	476	448	465
計	2,325	2,259	2,302

(各年10月末現在/住民基本台帳人口)

(2) 保育所・幼稚園の状況

区分		H30	R1	R2
保育所等	施設数	8	8	8
	定員	450	466	440
	利用者数	462	466	456
幼稚園	施設数	2	2	2
	定員	140	140	125
	利用者数	94	73	72

(保育所は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

2 障がい児通所支援

障がい児通所支援のサービスには、次の4つがあります。

サービス種類	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行う。
保育所等訪問支援 (注1)	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応訓練などの支援を行う。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度な障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行う。

(注1) 「保育所等訪問支援」の訪問先の範囲…保育所、幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を学ぶ施設として市町村が認める施設

第1期計画と実績

※各値は、1月当たりの平均値

サービス種類	単 位	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	実利用者数	17	14	19	12	21	12
	利用延日数	151	104	168	73	186	73
放課後等デイサービス	実利用者数	18	23	19	14	20	22
	利用延日数	226	232	238	130	251	215
保育所等訪問支援	実利用者数	7	14	18	9	9	7
	利用延日数	9	13	10	9	12	7
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用延日数	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用延日数	0	0	0	0	0	0

第2期計画期間中の見込量

※各値は、1月当たりの平均値

サービス種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
児童発達支援	実利用者数	13	14	15	直近3年間の実績、今後の未就学児数等勘案し、一定の利用を見込む。
	利用延日数	91	98	105	
放課後等デイサービス	実利用者数	24	25	26	令和2年度の実績見込と、今後の児童数等勘案し、一定の利用を見込む。
	利用延日数	240	250	260	
保育所等訪問支援	実利用者数	10	11	12	直近3年間の平均値から一定の利用を見込む。
	利用延日数	10	11	12	
医療型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	島内に指定事業所がなく、利用見込みもないため計画値未設定。
	利用延日数	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	島内に指定事業所がなく、利用見込みもないため計画値未設定。
	利用延日数	0	0	0	

見込量確保のための方策

障がいのある子どもが必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。また、療育支援が必要な子どもの把握やサービスへのつながりについては保健センターや保健所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等と連携し、切れ目のない支援体制を構築します。

医療型児童発達支援については、現在、島内にはサービス提供事業所がないため、計画値は入れていません。また、居宅訪問型児童発達支援については、平成30(2018)年度から始まった新規サービスのため、現在、対応できる事業所も無く、令和5年度年度までの利用量は見込めません。しかし、今後設置する予定の各協議の場において、サービス提供体制の確保を図りながら、事業制度の周知に努めます。



3 障害児相談支援

障害児相談支援の内容は次のとおりです。

サービス種類	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。

第1期計画と実績

※各値は、1月あたりの平均値

サービス種類	単 位	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障害児相談支援	実利用者数	16	17	18	12	20	17

第2期計画期間中の見込量

サービス種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	設定の考え方
障害児相談支援	実利用者数	17	19	21	障害児通所支援のサービス利用者を対象に、モニタリングでの利用を含め利用者数を見込む。

見込量確保のための方策

障害児相談支援については、一定期間ごとのモニタリングでの利用も含め、利用者数を見込んでいます。

子どもの療育については、種子島地区自立支援協議会の専門部会の一つである「こども部会」が「種子島地区地域療育連絡会」として相談支援事業者、特別支援学校、教育・医療機関、保健・福祉等行政機関等が参加して運営されており、各市町の療育支援ネットワーク会議から事例・課題等の検討を行っています。

このような情報共有・協議の場をさらに充実させ活用するとともに、島内に2か所ある児童発達支援センターを障がい児の中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所や療育支援ネットワーク会議等と連携し、必要な療育支援が受けられる環境整備を進めます。

さらに、子ども・子育て支援制度の「利用者支援事業」との連携も図りながら、障がいのある子どもやその家族への支援に努めます。

付属資料

1. アンケート調査結果の概要

計画策定にあたっての参考とするため、市民アンケート及び障がい者団体の会員や障がい福祉サービス提供事業所の利用者を対象にしたアンケート（以下「障がい者アンケート」という。）を実施し、障がい福祉サービスの利用状況のほか、障がい者福祉施策に関する様々な御意見をお伺いしました。

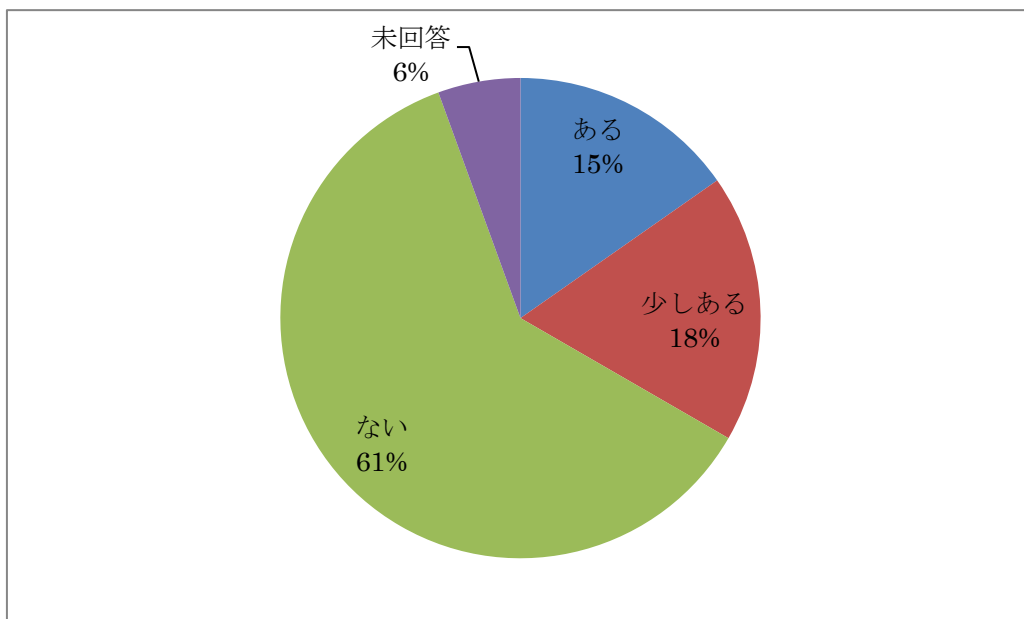
実施期間と方法、アンケートの主な内容は次のとおりです。

内 容	対象者	回答者	回答率	実施期間・方法
市民アンケート (20歳以上人口の10%)	1,273人	972人	76.4%	令和2年4月24日 ～5月17日 * 毎年実施している市政全般に関する市民アンケート
障がい者アンケート (障がい者、障がい福祉サービス事業所利用者)	300人	216人	72.0%	令和2年10月12日 ～11月6日 * 障がい者(児)へのアンケートへの協力依頼(抜粋) * 島内3つの相談支援事業所を通じて利用者へのアンケートを依頼

障がいに対する考え方

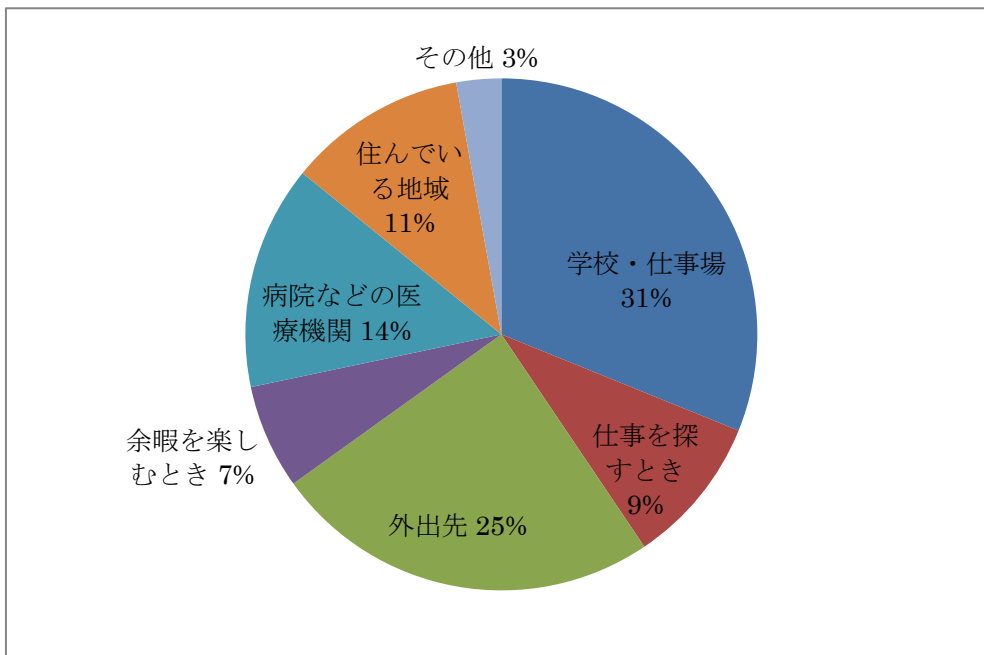
(障がい者アンケート)

【問い】 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。



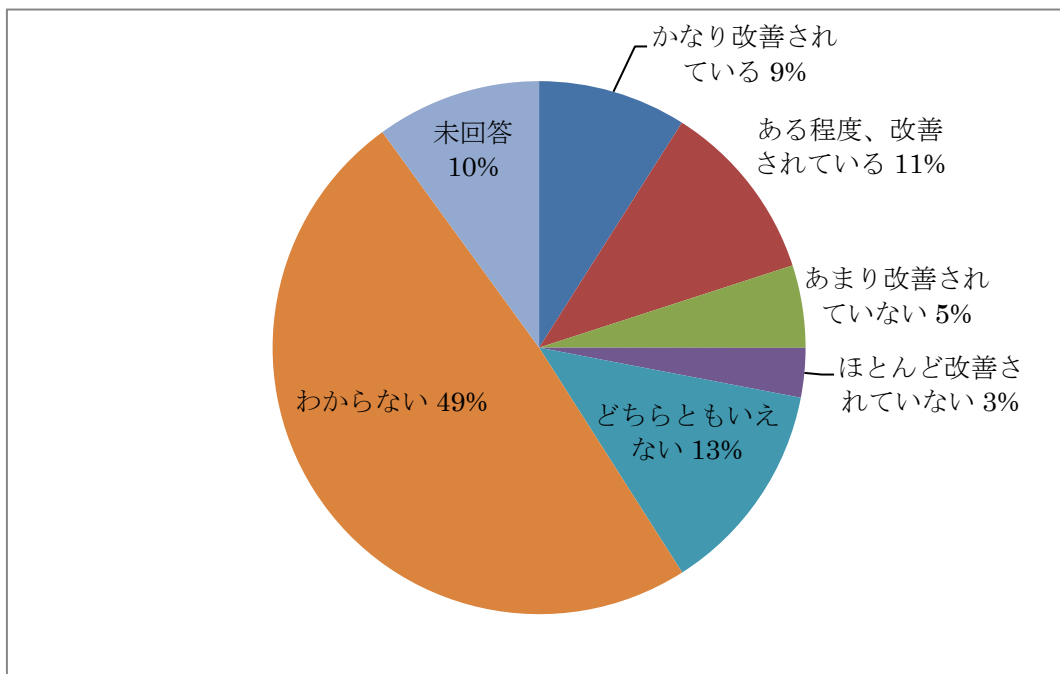
(障がい者アンケート)

【問い】 どのような場面で差別や嫌な思いをしましたか。



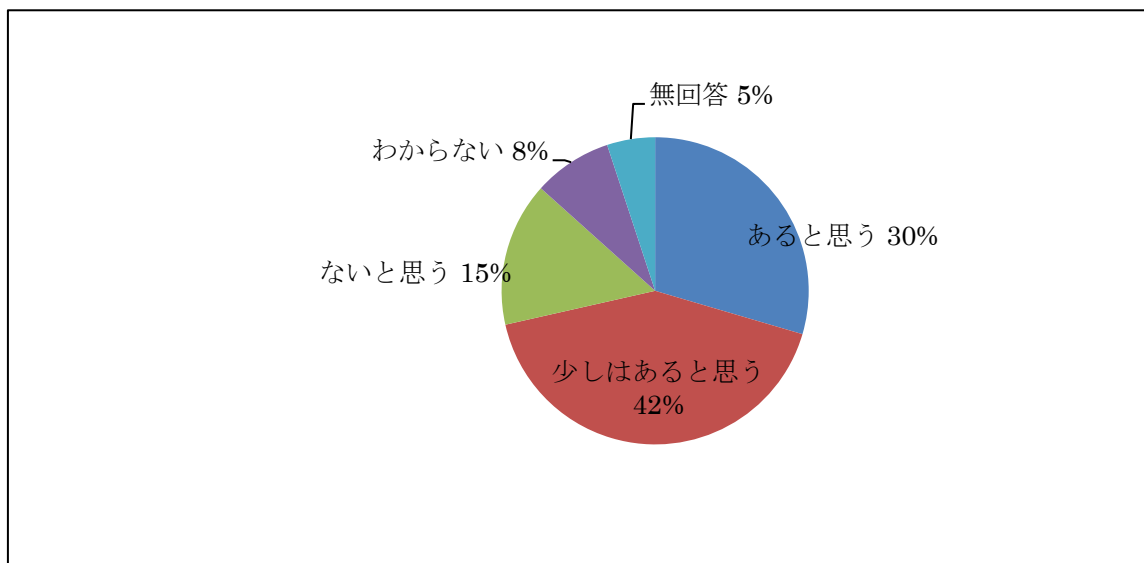
(障がい者アンケート)

【問い】 あなたは、5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。



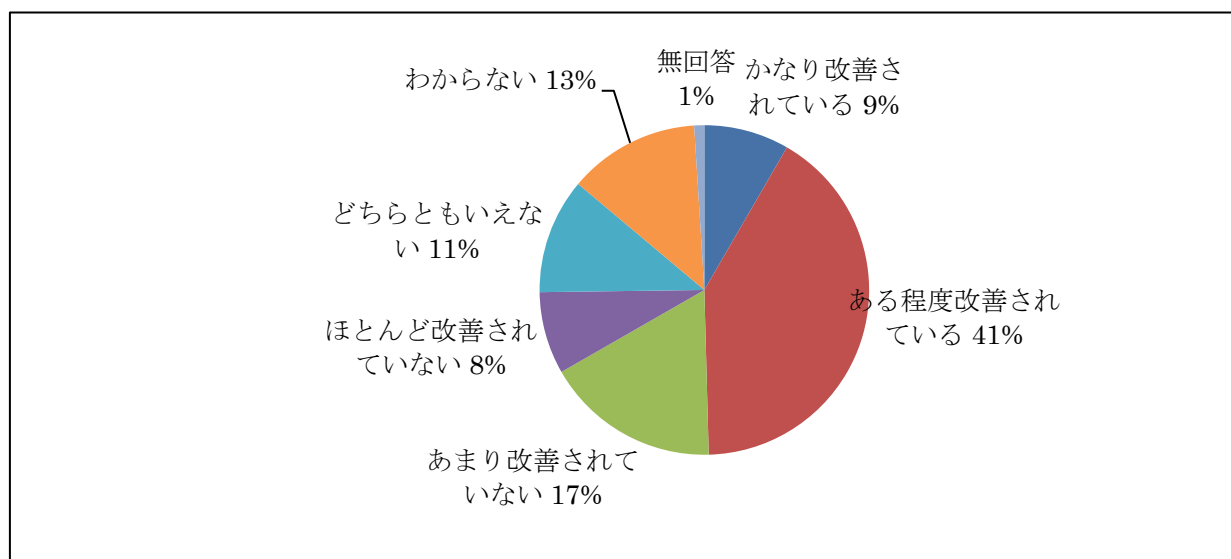
(市民アンケート)

【問い】 障がいを理由とする差別や偏見があると思うか。



(市民アンケート)

【問い】 障がい者への差別や偏見は改善されていると思うか。

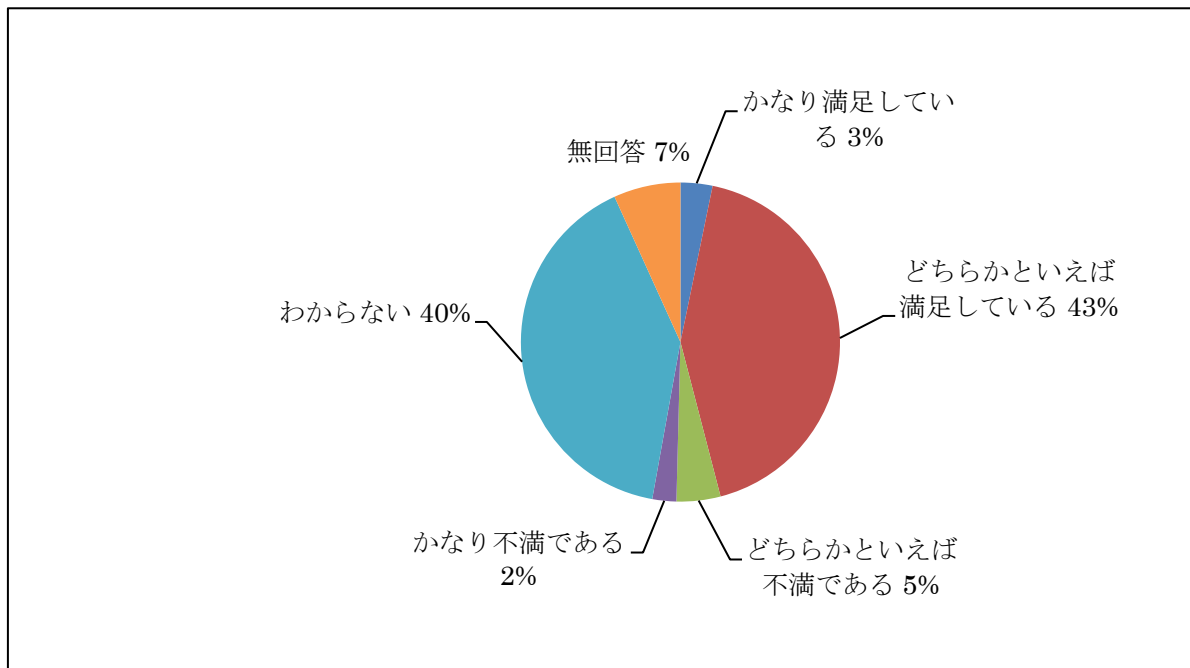


障がいにより差別や嫌な思いをした方は、「ある」、又は「少しある」と回答した方は、33%で、主に学校や仕事場、外出先で受けた場面が過半数を超えています。また、72%の市民の方が、障がいを理由とする差別や偏見があると感じています。

障がい者への差別や偏見について市民の方の半数が改善されたと感じているのに対し、障がい者の方は、20%に留まっています。

(障がい者アンケート)

【問い】 障がい者向け保健福祉サービスの満足度を教えてください。

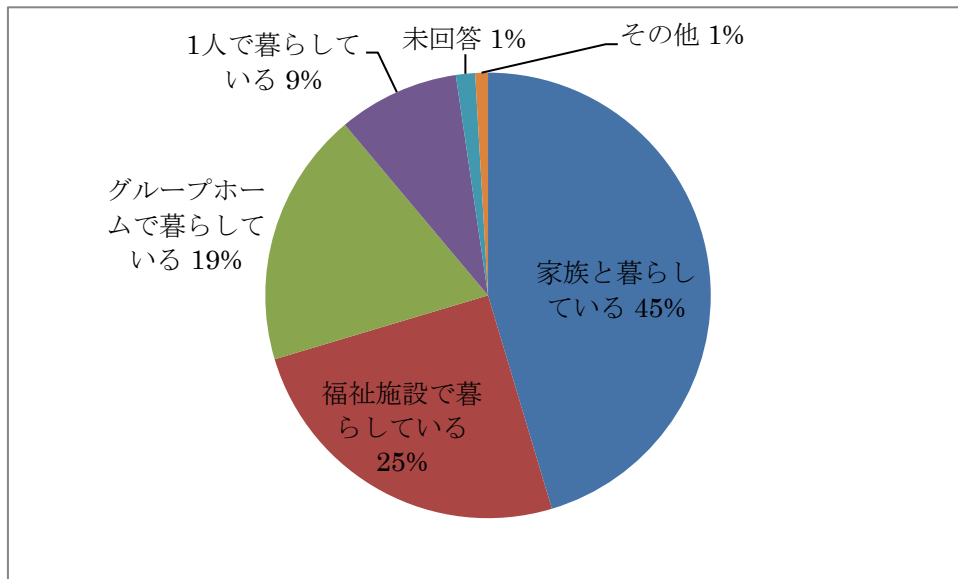


障がい者向けの保健福祉サービスの満足度は、約半数の方が満足していると回答していますが、一方では7%の方が不満に感じています。

地域生活への移行について

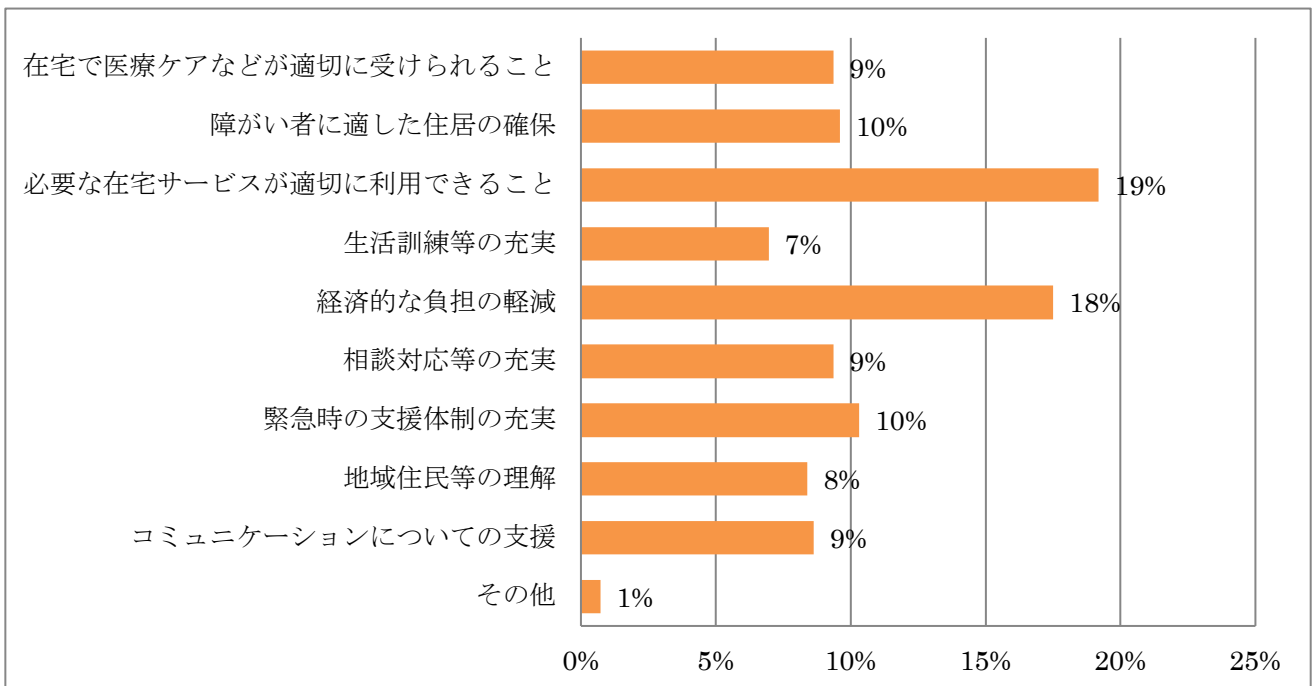
(障がい者アンケート)

【問い】 あなたは現在どのように暮らしていますか。



(障がい者アンケート)

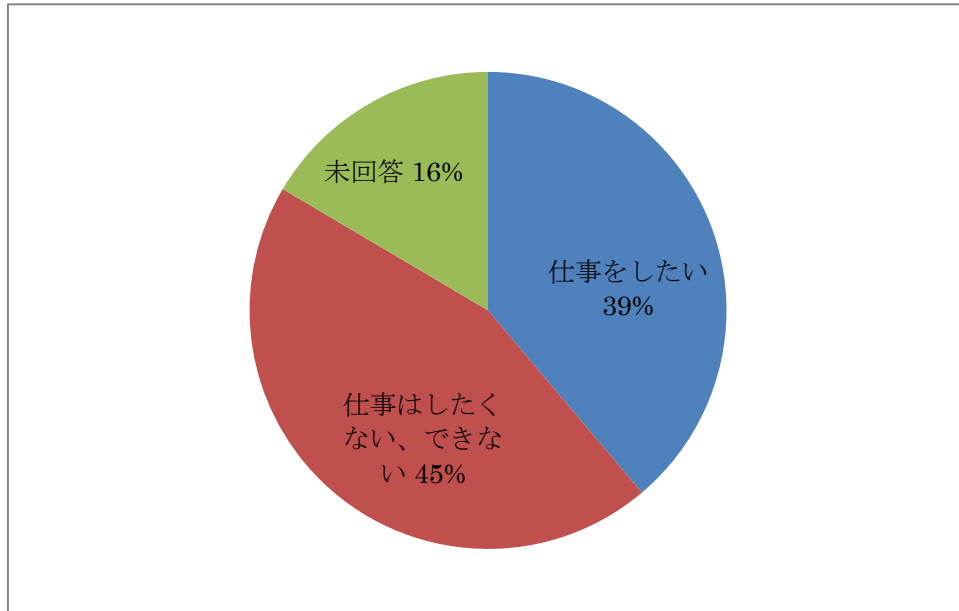
【問い】 現在、福祉施設で暮らしている方、病院に入院中の方にお聞きします。地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)



就労について

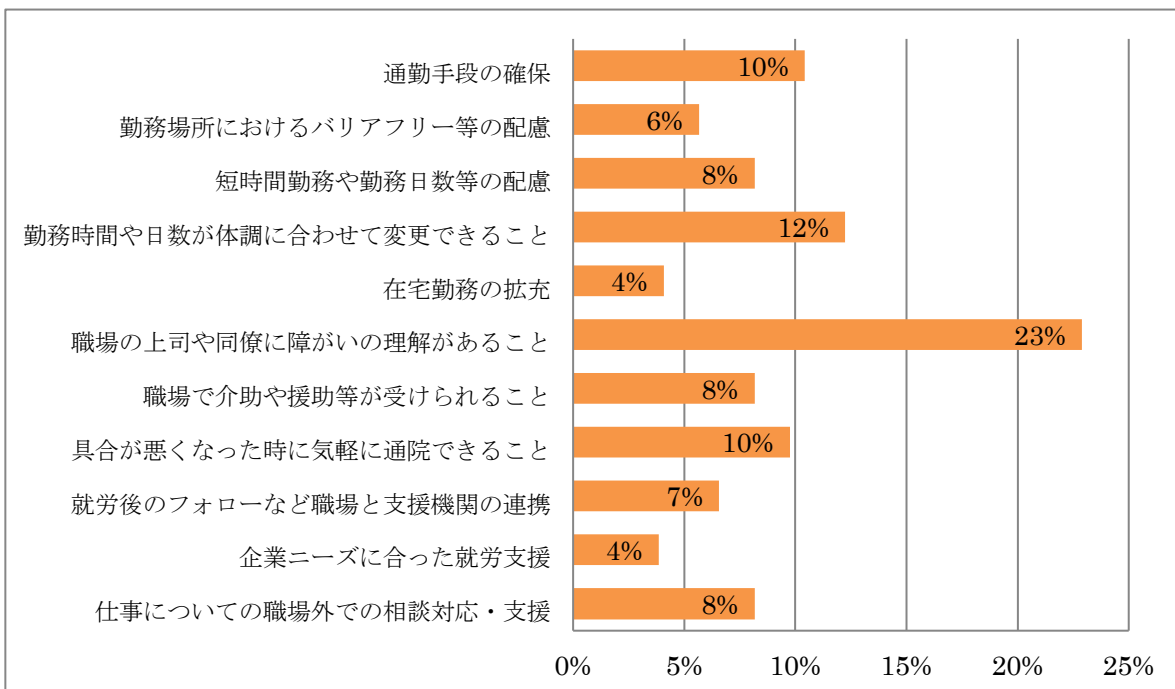
(障がい者アンケート)

【問い】 現在、収入を得る仕事をしていない 18～64 歳の方にお聞きます。あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。



(障がい者アンケート)

【問い】 障がいのある人への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

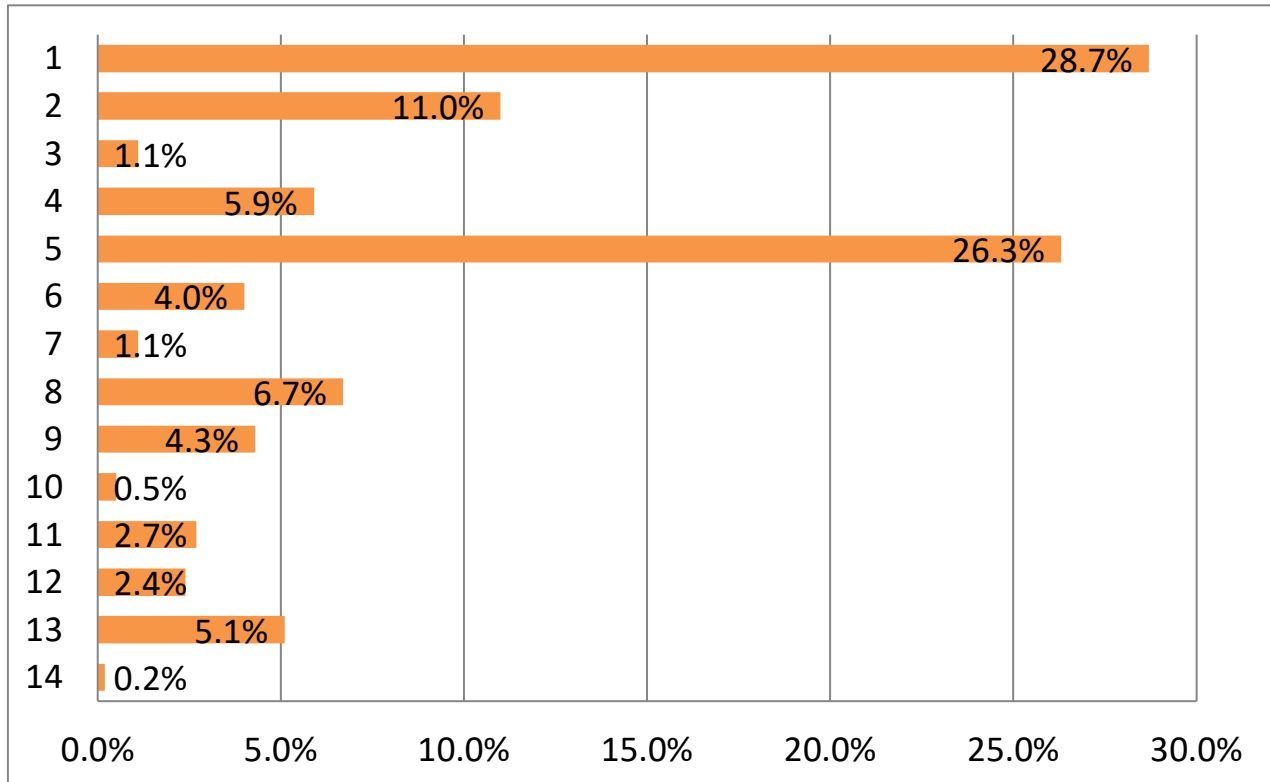


約4割の方が就労を希望していますが、就労するための課題として主に職場の上司や同僚の理解、勤務時間や日数が体調に合わせて変更できる、通勤手段の確保等が挙げられます。

障がい者福祉施策について

(障がい者アンケート)

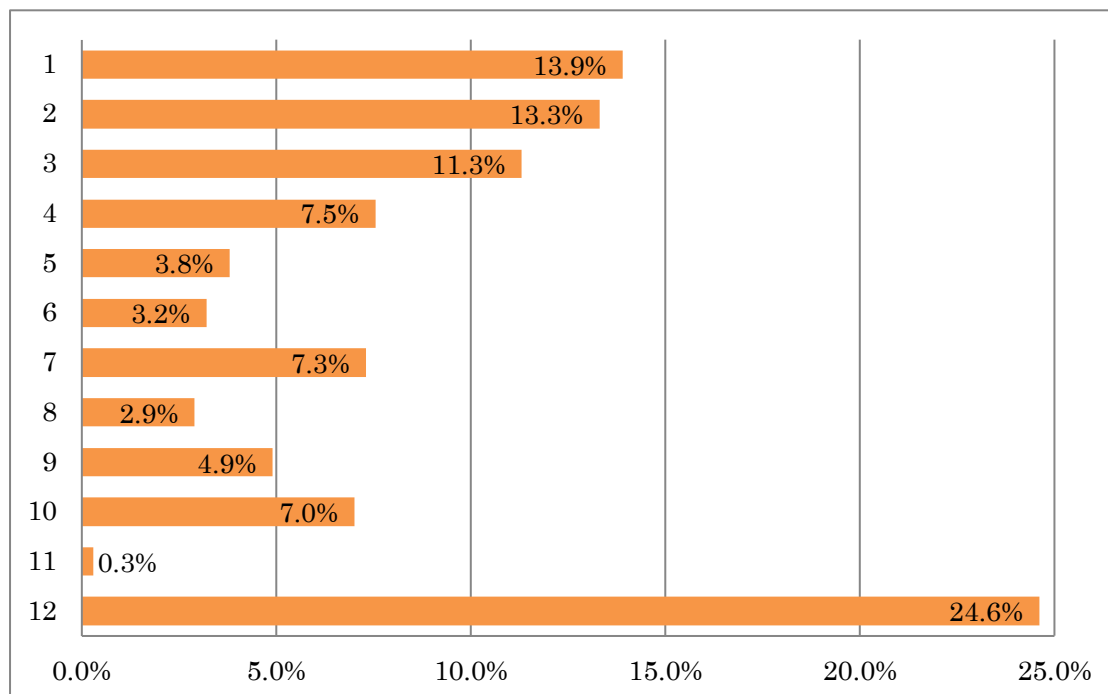
【問い】 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(主なものを3つ以内)



1	家族や親せき
2	友人・知人
3	近所の人
4	職場の上司や同僚
5	施設の指導員など
6	民生委員・児童委員
7	障がい者団体や家族会
8	かかりつけの医師や看護師
9	市役所等の相談窓口
10	ホームヘルパーなどのサービス事業所の人
11	相談事業所などの民間の相談窓口
12	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
13	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
14	その他

(障がい者アンケート)

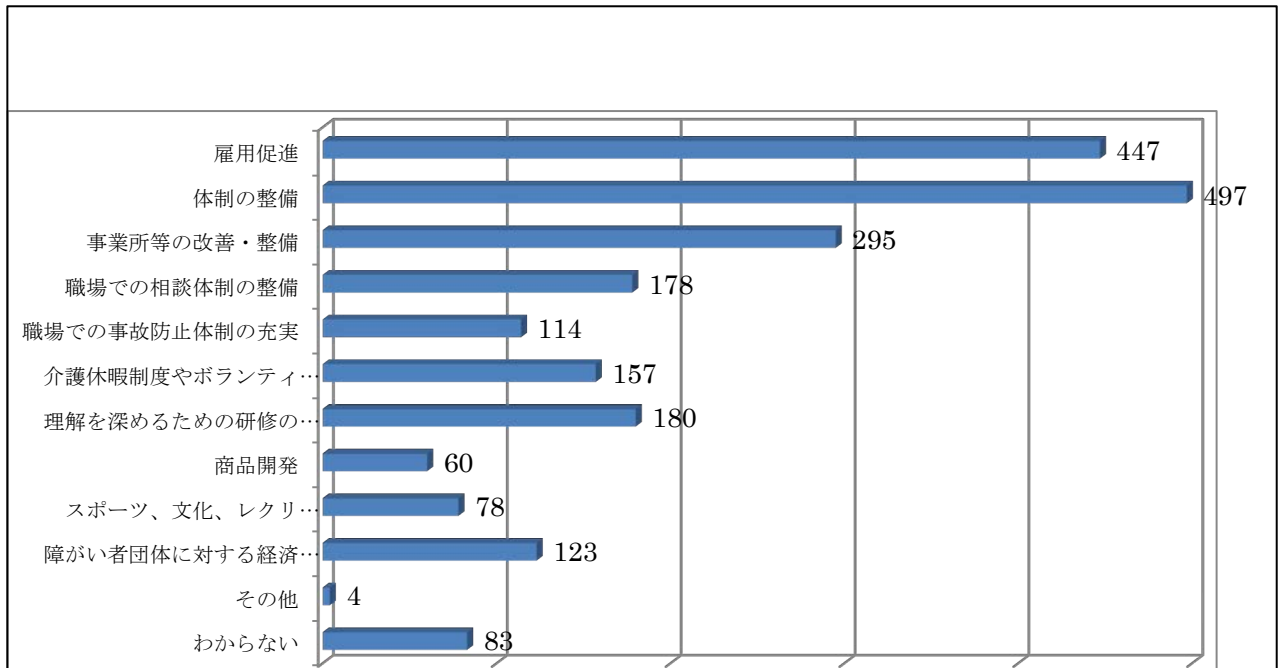
【問い】 あなたは、障がいのある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。(3つ以内回答)



1	障がいのある人の雇用の促進
2	障がい者になっても働くことができる体制の整備
3	障がいのある人に配慮した事業所等の改善・整備
4	障がいのある人を支援するための介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実
5	職場での事故防止体制の充実
6	障がいのある人を支援するための介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実
7	障がいや障がいのある人への理解を深めるための研修の実施
8	障がいのある人に配慮した商品の開発
9	障がいのある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援
10	障がい者団体に対する経済的支援
11	その他
12	わからない

(市民アンケート)

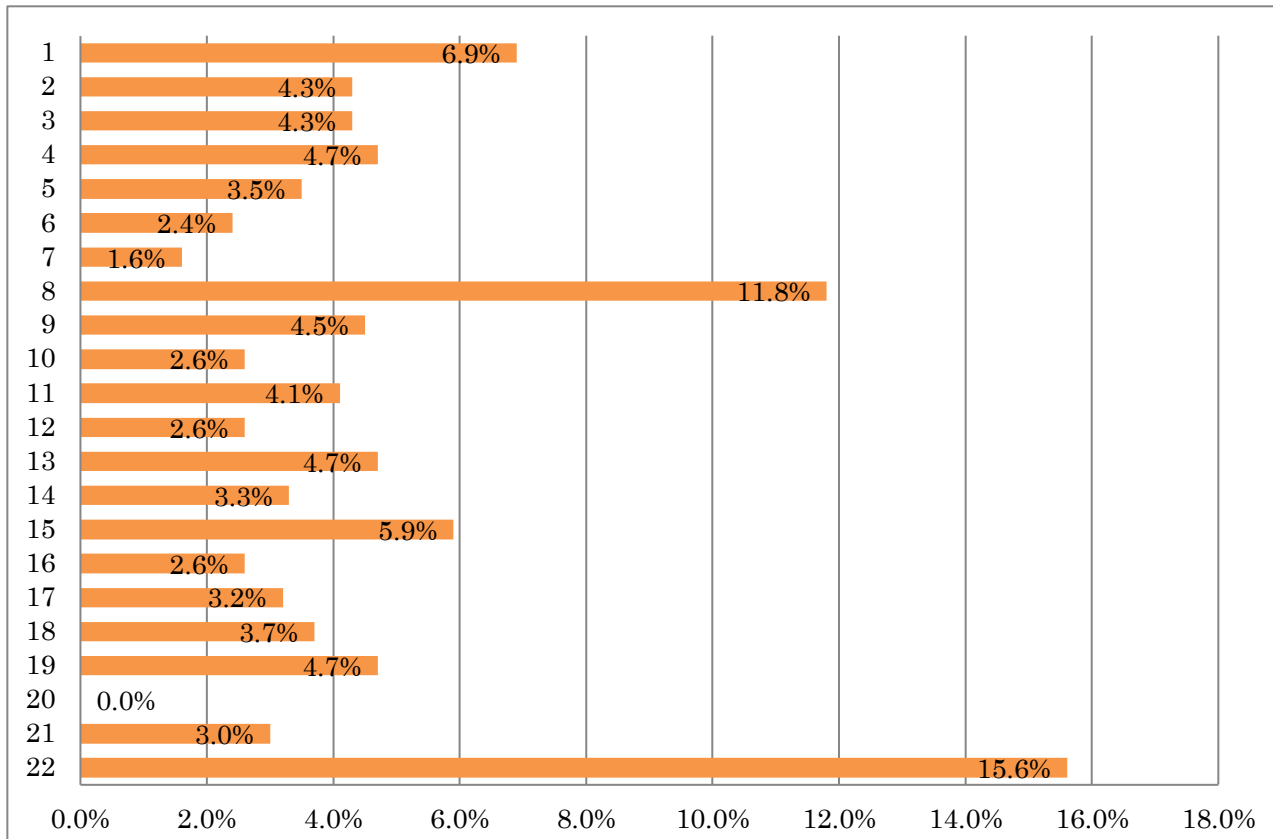
【問い】 今市が推進する障がい福祉施策について特に力を入れるべきこと(複数回答)



1	雇用促進
2	体制の整備
3	事業所等の改善・整備
4	職場での相談体制の整備
5	職場での事故防止体制の充実
6	介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実
7	理解を深めるための研修の実施
8	商品開発
9	スポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援
10	障がい者団体に対する経済的支援
11	その他
12	わからない

(障がい者アンケート)

【問い】 今後、西之表市が推進する障がい者福祉施策について、特に力を入れるべきことはどのようなことと思いますか。(5つ以内回答)

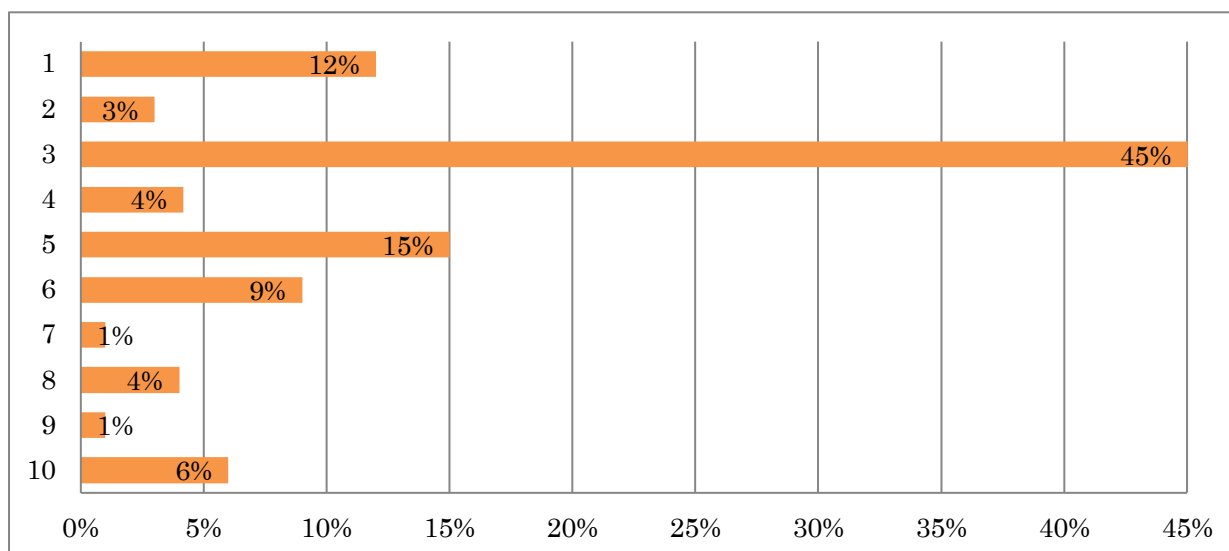


今後、西之表市が推進する障がい者福祉施策について、特に力を入れるべきこと(前問選択項目)

1	障がいや障がいのある人への理解を促進するための啓発活動を進める
2	ホームヘルプサービスやショートステイなど在宅サービスを増やす
3	入所できる施設を増やす
4	移動支援など外出できるよう支援する
5	社会参加活動を促進するためさまざまな日中活動の場を増やす
6	グループホームなどの地域で生活する住まいの場を増やす
7	入所施設や病院から、地域での生活に移行できるように支援する
8	各種手当や助成制度などの経済的な支援を進める
9	障がい福祉サービスを提供する事業所を増やす
10	障がいのある人の権利を守る権利擁護や虐待の早期発見、防止対策を行う
11	身近なところで相談ができるよう相談支援窓口を増やす
12	発達障がいや精神保健・精神医療施策を進める
13	保健・医療・福祉などの各関係機関の連携を強くする
14	障がいのある子どもたちの療育支援を充実させる
15	災害時の避難・救助体制の充実など防災対策を進める
16	障がいの状況に応じた学習方法や特別支援教育の充実など、学校教育の場での充実をはかる
17	障がいのある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援を増やす
18	一般企業などへの就労を進める
19	一般企業などへの就労が困難な障がいのある人が利用できる就労継続支援事業などを増やす
20	その他
21	特にない
22	わからない

(障がい者アンケート)

【問い】 平日の日中を主にどのようにすごしていますか。



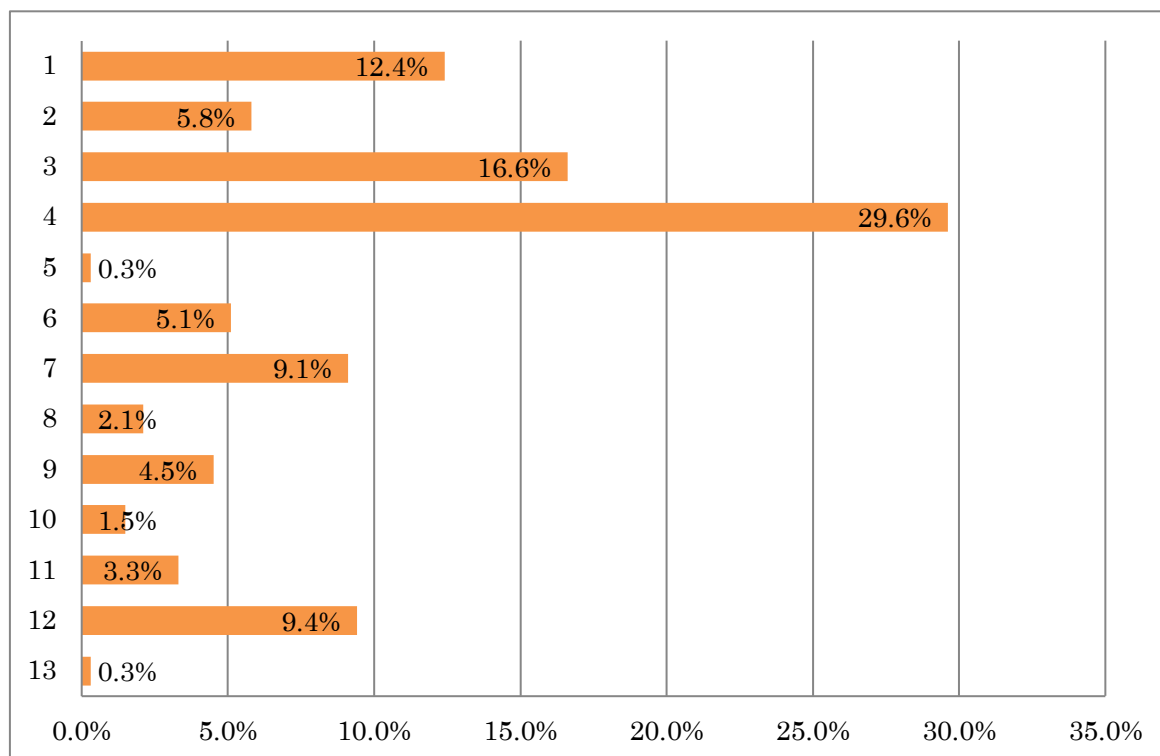
1	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている
2	専業主婦(主夫)をしている
3	福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援事業者も含む)
4	病院などのデイケアに通っている
5	自宅で過ごしている
6	入所している施設や病院等で過ごしている
7	特別支援学級(小中高等部)に通っている
8	一般の高校、小中学校、養護学校に通っている
9	幼稚園、保育所、障がい児通所施設などに通っている
10	未回答

日中、45%と半数近くの方が福祉施設、作業所等に通っているのに対し、15%の方は自宅で過ごしています。

(障がい者アンケート)

【問い】 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることがおおいですか。

(あてはまるものすべて)

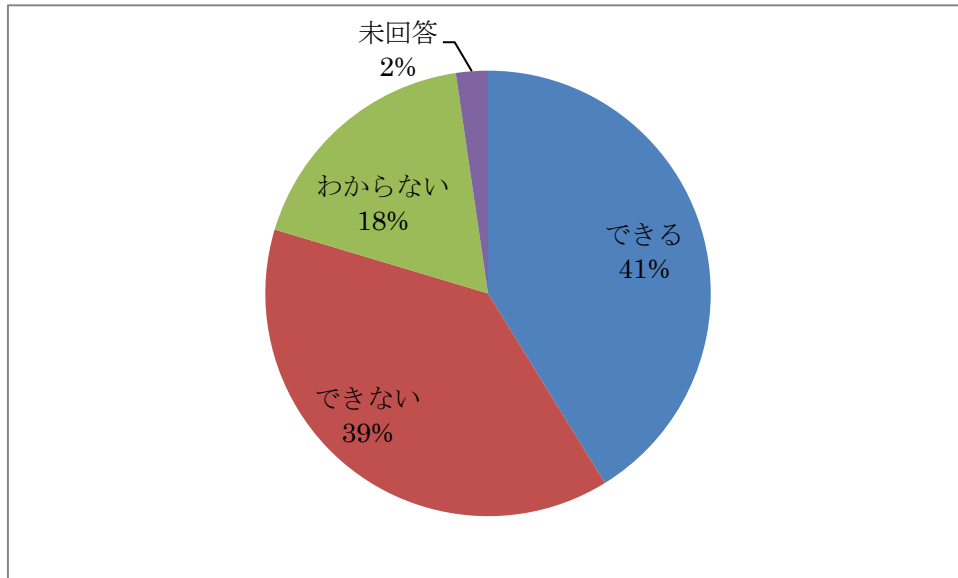


1	家族や親せき
2	友人・知人
3	近所の人
4	職場の上司や同僚
5	施設の指導員など
6	民生委員・児童委員
7	障がい者団体や家族会
8	かかりつけの医師や看護師
9	市役所等の相談窓口
10	ホームヘルパーなどのサービス事業所の人
11	相談事業所などの民間の相談窓口
12	通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
13	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
14	その他

防災について

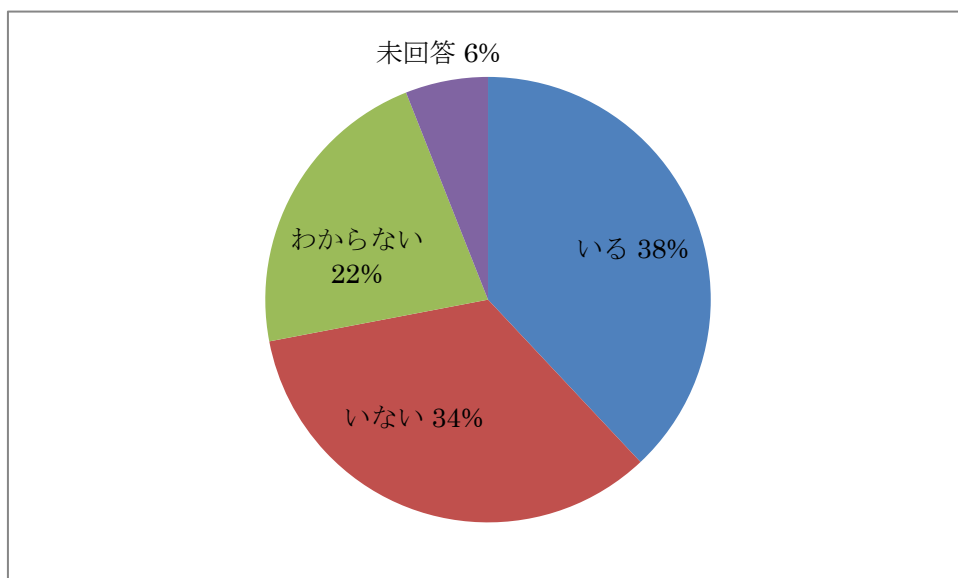
(障がい者アンケート)

【問い】 あなたは火事や地震等の災害時に1人で避難できますか。



(障がい者アンケート)

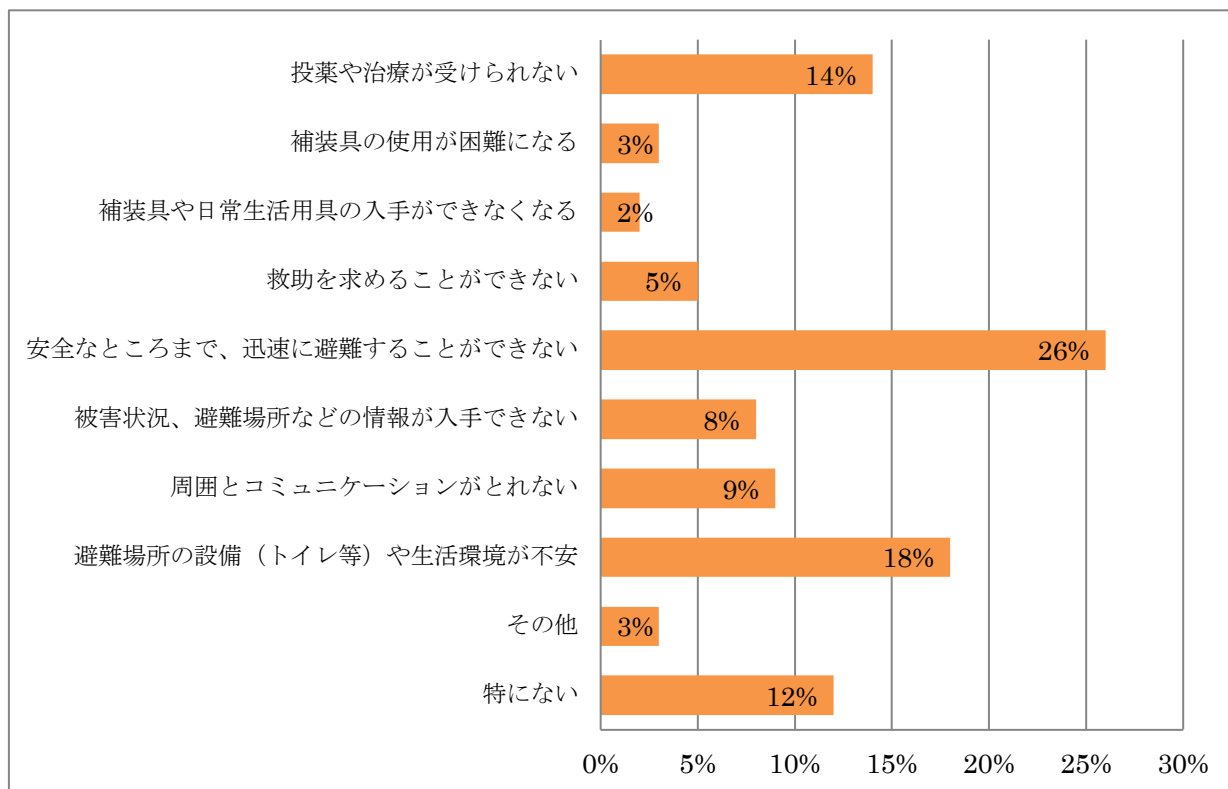
【問い】 家族が不在の場合や1人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか



(障がい者アンケート)

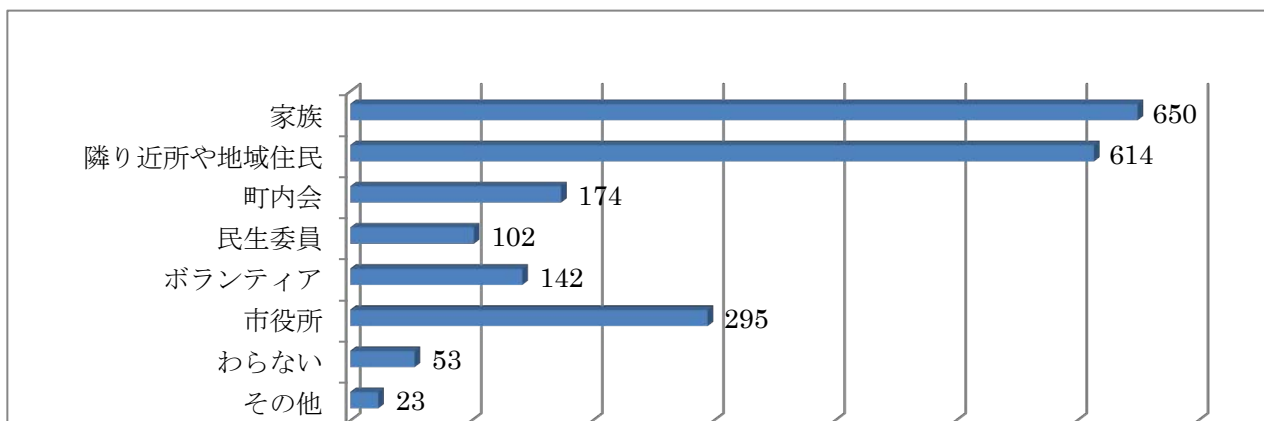
【問い】火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

(あてはまるものすべて)



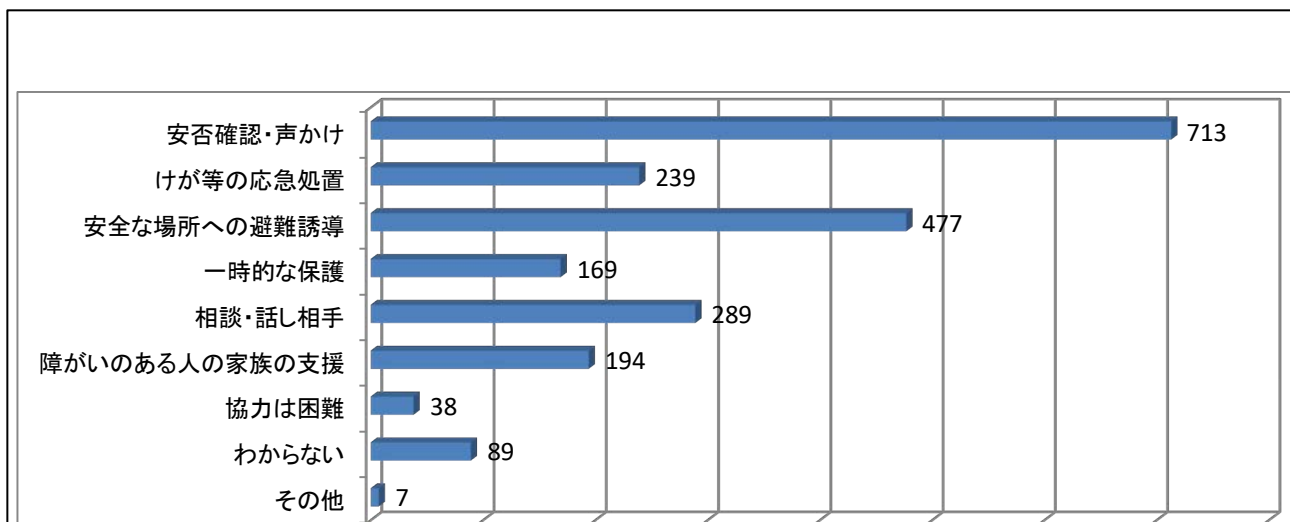
(市民アンケート)

【問い】災害時に障がいのある人に対し、だれが支援を行うべきか(複数回答)。



(市民アンケート)

【問い】災害時に障がいのある人に対し、支援や協力ができるか(複数回答)。



災害時に一人で避難できる、できないはほぼ同数となっていますが、3割の方が家族以外の支援者がいません。市民アンケートでは災害時の主な支援者として、多くが家族や隣近所や近隣者を挙げています。

また、市民アンケートでは安否確認・声かけ、安全な所への避難誘導などの支援や協力ができると多くの方が答えています。

2. 障がい者計画等作成懇話会等設置要綱・委員名簿等

■障がい者計画等作成懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）を作成するに当たり、広く福祉関係者等から意見を聴くため、西之表市障がい者計画等作成懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、障がい者計画等について審議するものとする。

(組織等)

第3条 懇話会は、20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、保健・医療関係者、福祉関係者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、障がい者計画等の作成に係る期間とする。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

(会長等の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、懇話会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

■障がい者計画等作成懇話会委員

No.	関係団体	氏 名	備 考
1	医療関係者	岩元 二郎	熊毛地区医師会
2	保健関係者	嘉納 恵美子	西之表保健所
3	〃	中村 吉江	西之表市福祉事務所保健師
4	福祉関係者	遠藤 隆	たちばな園（障害者入所施設・相談支援事業所代表）
5	〃	荒木 浩幸	株式会社PRO（在宅障害福祉サービス事業所代表）
6	〃	濱添 道雄	西之表市身体障害者協会
7	〃	栗島 輝文	西之表市手をつなぐ育成会
8	〃	前田 史世	特定非営利活動法人きぼう館
9	〃	上籠 明美	西之表市民生委員児童委員協議会
10	関係行政機関	杉焼 心悟	鹿児島公共職業安定所熊毛出張所
11	〃	久留 恵子	西之表市教育委員会教育委員
12	〃	徳留 義信	熊毛支庁地域保健福祉課

■障がい者計画等作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）を作成するため、西之表市障がい者計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作成委員会は、計画原案について調査し、審議するものとする。

2 作成委員会は、前項の調査、審議に当たっては、関係各課間の連絡調整を緊密にしなければならない。

(組織等)

第3条 作成委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員の任期は、障がい者計画等原案の作成に係る期間とする。

(運営)

第4条 作成委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は副市長をもって充てる。

3 副会長は福祉事務所長をもって充てる。

(会長等の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、作成委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 作成委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、作成委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

副市長	高齢者支援課長
総務課長	建設課長
企画課長	学校教育課長
市民生活課長	社会教育課長
地域支援課長	福祉事務所長
健康保険課長	



**第6期西之表市障がい福祉計画
第2期西之表市障がい児福祉計画**

令和3年3月

鹿児島県西之表市福祉事務所
西之表市西之表 7612 番地